

災害復旧の基礎知識

(第 12 版)



令和4年4月

中国地方整備局統括防災官室 監修

中国地方公益活動推進会議
かわ・みちサポーター一部会

目 次

災害対策基本法の概要	----- 3
災害救助法の概要	----- 7
大規模災害からの復興に関する法律の概要	----- 9
災害復旧制度について	----- 10
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の概要	
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の概要	
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針の概要	
公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の概要	
災害時の廃棄物対策について	----- 18
激甚災害法に基づく激甚災害の指定	----- 20
災害関連緊急事業の概要	----- 26
激甚災害対策特別緊急事業の概要	----- 30
災害復旧における改良復旧事業の制度	----- 36
直轄特定緊急砂防事業の制度	----- 40
災害被災者の生活再建に向けて	----- 41
り災証明書	
災害弔慰金の支給に関する法律の概要	
被災者生活再建支援法の概要	
天災融資法の概要	
農業災害補償制度の概要	
漁業災害補償制度の概要	
所得税の減免措置の概要	



表紙写真

阪神・淡路大震災 神戸市役所の被災状況
 北信越災害 姫川温泉の被災状況
 (防災対策部会員の提供による)

はじめに

日本は地理的・地勢的にも災害を被りやすい国土に1億2千万人の人々が生活しています。私たちの国土「日本」は温帯域に南北に細長く位置しています。そのため四季が明瞭に現れるという特色を有しています。反面、梅雨、台風、大雪、時には干ばつ、とそれぞれの季節に応じ様々な自然災害を被っています。また、地形が急峻であるがゆえに、多くの人々、多くの資産は少ない平地部に集中しています。中山間地では逆に過疎化、高齢化が急速に進展しています。そのため、河川下流域では災害の発生時には甚大な被害を被り、中山間地では山地は荒廃し、防災活動さえもままならなくなってきています。「日本」はまた大陸プレートと海洋プレートとの境界域に位置し、それはまさに環太平洋火山帯に位置することともなっています。全世界でのマグニチュード6以上の地震の実に20%は日本並びにその近海で発生し、活火山の7%は日本にあるといわれています。阪神・淡路大震災、新潟県中越地震や、伊豆大島、雲仙普賢岳、三宅島などの火山噴火の記憶はいまだ醒めやらぬところです。東海、東南海、南海の一連の巨大地震も有史以来、周期的に発生したことを示す記録もあります。その襲来も今や現実味を帯びてきています。

日本が俗に**"災害列島日本"**とも称されるゆえんでもあります。

私たちはまた、化石燃料の活用により生活の利便を享受してきました。それは反面、**"地球環境問題"**という大きな重い荷物を子々孫々に担わせる結果をもたらしました。**"地球温暖化"**はいま確実に進展しています。近年の異常気象現象は地球温暖化がその要因とも言われています。これまでに経験したことのない災害も発生しつつあります。阪神・淡路大震災はまさに「未知との遭遇」でしたが、今後は更に「未知との遭遇」が増加していくことでしょう。

人は今、20世紀を「戦争の世紀」、21世紀は「災害の世紀」そして「水の世紀」とも称します。災害は忘れた頃にやってくる！は過去のものとなりつつあります。常にそのための備えを怠ることはできません。

日本は災害が多い国土であるがゆえに、防災に対しては世界的にも優れた技術と制度を有してきました。**災害復旧の制度**もその一つです。被災者の救援、生活再建についても、これまでの災害の経験を基に制度の充実も図られてきました。

本書は、これら社会的背景のもと、災害発生からその復旧、生活再建に係わる一連の制度についてその概要をわかりやすく**「災害復旧の基礎知識」**として取り纏めることを試みたものです。

なお、本書はそれぞれの制度について法律その他公開されている資料を基に参考資料として取り纏めたものです。実務に際しては個々の法律等に依ってください。また、全国での統一的運用に関する事項を取り纏めたものであり、各地方自治体独自の制度については本書において触れていないことを申しそえます。

平成19年6月
中国地方公益活動推進会議
防災対策部会

災害復旧の基礎知識

災害対策基本法の概要

我国は地勢上災害を被りやすい自然的環境に加え、第二次世界大戦中の山林の乱伐により国土も荒廃、また国力も極度に疲弊した状態の中で、戦中・戦後にかけて多くの地震・台風等の災害により被害を被りました。

しかしながら、戦後の混乱期で戦後復興もままならない中、災害対策については組織的また制度的にも有効性に欠ける状況が続いていました。

そのような中、昭和27年に発生した十勝沖地震を契機として、我が国の防災行政のあり方について、全国知事会が中心となり議論されていました。

その後、昭和34年9月、日本中部を襲い、東海地方を中心に未曾有の大災害をもたらした伊勢湾台風を契機として、災害対策に関する法整備を求める動きは急速に活発化していきました。

災害対策基本法はこのような背景のもと、昭和36年10月に制定されました。

これにより、それまでバラバラで一貫性に欠けていた防災行政の体制化が進められることとなりました。

また、平成7年発生の阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、緊急事態に対しより迅速な対応を図るため所要の改訂を行い、更に平成23年発生の東日本大震災の被災等を教訓に、大規模災害の発生に備え災害対策の基本理念を定め、大規模広域的な災害に対する即応力の強化や住民等の円滑かつ安全な避難の確保、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するための道路上(道路管理者・港湾管理者・漁港管理者の管理する道路)の放置車両対策、大規模災害により発生した廃棄物の円滑かつ迅速な処理体制の強化等、平成24年より平成28年にかけて所要の改定が行われてきました。

また、平成30年には被災都道府県からの応援の求めを受けた都道府県知事は、その区域内の市町村に対し、被災市町村への応援を求めることができることが明文化されました。

令和3年には、頻発する自然災害に対して災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策等の実施体制の強化を図るため所要の改正がなされました。

災害対策基本法はその目的を法第1条において、次のように述べています。

「この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。」

災害対策基本法では、災害とは、自然災害のみならず事故災害も含むこととされています。

災害対策基本法の概要は以下に示す通りです。

① 災害対策の基本理念

法第2条の2において、災害対策は次に掲げる事項を基本理念として行うとされています。

- 1 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に

災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

② 東日本大震災以降の災害対策基本法の主な見直し事項

東日本大震災は市民生活に壊滅的な被害をもたらしたのみならず行政機関も甚大な被害を被り行政機能が著しく低下する事態も招きました。これらの教訓をもとに災害対策基本法においては大規模広域的な災害の発生時の即応力の強化等の見直しが行われました。

1 大規模広域的な災害に対する即応力の強化

- イ 災害時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化
- ロ 地方公共団体間の応援業務等に係る都道府県・国による調整規定の強化と対象業務の拡大
- ハ 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化

2 大規模広域的な災害に対する被災者対応の改善

- イ 救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの創設
- ロ 広域避難に関する調整規定の創設

3 多様な主体の参加による地域の防災力の向上

- イ 教訓伝承の新設・防災教育の強化等による防災意識の向上
- ロ 地域防災計画の策定等への多様な主体の参画

4 大規模な災害により発生した廃棄物の処理体制の強化

- イ 大規模な災害により生ずる廃棄物の処理に関する環境大臣による指針の策定
- ロ 大規模な災害時の環境大臣による廃棄物処理の代行等の措置

5 その他

- イ 国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直し 等

③ 令和3年における災害対策基本法の改正の主な見直し事項

1 災害時における円滑且つ迅速な避難の確保

- イ 避難勧告・避難指示の一本化等
- ロ 個別避難計画の作成(避難行動要支援者の避難の実効性の確保)
- ハ 災害発生の恐れのある段階での国の災害対策本部の設置及び広域避難に係わる事項

2 災害対策の実施体制の強化

- イ 非常災害対策本部の体制の強化及び特定災害対策本部の設置
- ロ 中央防災会議の委員の追加(内閣危機管理監)

④ 防災行政の責務の明確化

防災行政について、基本理念にのっとり、災害の予防、災害応急対策、災害復旧等について、それぞれ国、都道府県、市町村、並びに指定公共機関や住民等の果たす責務が明確化されています。さらに、行政機関はボランティアによる防災活動の自主性を尊重しつつボランティア活動との連携に努めることとされています。

⑤ 計画的防災行政の推進

組織的かつ計画的な防災活動の推進を図るため、国に中央防災会議、地方に都道府県防災会議並びに市町村防災会議が設置されています。なお他の都道府県や市長村との相互の調整のための地方防災会議の協議会も設置されます。

中央防災会議においては国の防災基本計画の策定を、また都道府県防災会議並びに市町村防災会議はそれぞれの区域における地域防災計画をあらかじめ策定することとされています。

また災害が発生し、または発生の恐れのある場合には総合的かつ有効な災害応急対策等を実施するため内閣総理大臣は内閣府に特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の設置ならびに現地災害対策本部を設置し的確かつ迅速な災害応急対策の実施を行うとされています。さらに広域的な災害時等における都道府県職員等の派遣についても定められています。

また、市町村長は避難行動要支援者(本人の同意を得られた者)ごとに避難支援を実施するための個別避難計画の作成をするよう努めることとされています。

⑥ 災害の発生の未然防止のための措置(災害予防)

災害の発生を未然に防止するため、行政機関等の長及び防災上重要な施設の管理者(災害予防責任者)には、以下に示す事項がその果たす責務とされています。

1. 防災に関する組織の整備 (災害の予測、予報、情報伝達のため必要な組織の整備と改善)
2. 防災に関する教育及び訓練に関する事項
3. 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
4. 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
5. 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
6. 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項(避難行動要支援者の把握、名簿の作成とその利用の際の配慮事項等)
7. 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

⑦ 災害の発生の抑制、災害の拡大の防止のための措置(災害応急対策)

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に、行政機関等の長及び防災上重要な施設の管理者(災害応急対策責任者)が、災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するために果たすべき責務について定められています。

1. 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
2. 消防、水防その他の応急措置に関する事項
3. 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
4. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
5. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
6. 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
7. 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
8. 緊急輸送の確保に関する事項
9. 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に人の生命または身体を災害から保護する必要がある場合等、市町村長(市町村長の要請を受けた警察官等)は必要な地域の居住者等に避難のための勧告や立ち退きや安全確保措置を求めたり、警戒区域の設定と立ち入り制限の措置を執ることや土地・建物等の一時使用、土石・竹木等の使用・収用等市町村長の執るべき措置についても定められています。

さらに災害発生時の自衛隊法による派遣要請、地方自治体間の広域応援の措置、交通の規制・車輛の移動(緊急車両の通行ルート)の確保等についても定められています。

また、非常災害の発生時又は発生の恐れのある場合において、避難のため緊急の必要のある場合は、予想される災害の事態やこれに対する対応措置を国民へ周知することとされています。

⑧ 被災者の保護

災害が発生した時の被災者の保護を図るため、遅滞なく避難所を設け、避難所に係わる安全性及び良好な居住性の確保、生活関連物資・資材の提供等、被災者の生活環境の改善措置を講ずるよう努めると共に次の事項についても規定されています。

- 1 安否情報の提供等に関する事項
- 2 避難所並びに避難所以外の場所に滞在する被災者の生活環境の整備等に関する事項
- 3 広域一時滞在に関する事項
- 4 被災者の援護を図るための被災者台帳等の作成に関する事項
- 5 罹災証明書の発行

また、著しく異常で激甚な非常災害であっては、生活環境の悪化の防止を図るため廃棄物の処理の特例措置も定められています。

⑨ 災害復旧に係る財政等の特別措置(災害復旧・財政金融措置)

災害発生時の地方財政の負担を軽減するため、災害応急対策に要する費用、災害復旧に要する経費等の財政負担に対して国が負担や補助することを定めています。

また、激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費に対する国の特別の財政援助、あるいは災害発生時における特別な融資(利率の低減や償還期間の延長・据え置き等)について定めています。

⑩ 異常かつ激甚災害時の措置(災害緊急事態)

国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚な災害が発生した場合、国は関係地域の全部又は一部について「災害緊急事態の布告」を発するとともに、緊急災害対策本部(本部長：内閣総理大臣)を設置し、災害緊急事態への対処基本方針を定めるとともに、災害に関する情報を公表します。それと共に必要な範囲において、国民生活との関連性の高い物資または国民経済上重要な物資等の購入の抑制等について国民へ協力を求めることも定められています。

また、災害緊急事態に際し国の経済の秩序を維持し、公共の福祉を確保するため緊急の必要のある場合の特例措置も定められています。

災害救助法の概要

災害救助法は、「災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。」ことを目的として昭和22年に制定されました。

災害救助法による救助は、食品その他の生活に欠くべからざる物の欠乏、住居の喪失、傷病等により生活の維持が困難な被災者に対する応急的・一時的な救助とされています。

平成23年発生 of 東日本大震災の教訓をうけ平成25年に所要の改正が図られました。

なお同時に、災害救助法の所管も厚生労働省より内閣府に移されています。

平成30年には、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、救助実施市が自らの事務として被災者の救助を行うことができるよう所要の改正が行われました。

なお、この場合の救助実施市は都道府県知事の意見を徴し、政令指定市の中から内閣総理大臣があらかじめ指定する市(以下救助実施市という)とされています。

令和3年には、災害対策基本法の一部改正を受け所要の改正が行われました。

災害が発生するおそれがある場合において、特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の設置されたときは、都道府県知事等は、当該所管区域内の市町村において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して、救助を行うことができることとされました。

① 救助の対象

災害救助法による救助は**政令で定める程度の災害が発生した市町村の区域内**において、当該災害により被害を受け、現に救助を求めている者に対して行うとされています。

災害救助法の適用は都道府県知事がこれを決定します。

② 災害救助の実施

災害救助の実施は都道府県等(都道府県並びに救助実施市)が行います。

また、内閣総理大臣は都道府県知事等が行う救助について、他の都道府県知事に応援をすべきことを指示することができること、日本赤十字社は救助に協力しなければならないことが規定されています。

③ 災害救助法の救助の対象とされる災害の基準

- 区域内の人口に応じ次に示す世帯数以上であること (災害救助法施行令第1条1項の一)

1) 災害救助法の適用基準

市町村の区域の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

- 当該市町村を含む都道府県の区域内の人口に対する世帯数が 2) に示す世帯以上であり、当該市町村の被災世帯数が 3) に示す数以上であること (災害救助法施行令第1条1項の二)

2) 災害救助法の適用基準

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000 人未満		1,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	1,500 世帯
2,000,000 人以上	3,000,000 人未満	2,000 世帯
3,000,000 人以上		2,500 世帯

3) 災害救助法の適用基準

市町村の区域の人口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	20 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	25 世帯
30,000 人以上 50,000 人未満	30 世帯
50,000 人以上 100,000 人未満	40 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	50 世帯
300,000 人以上	75 世帯

- 当該市町村の区域を包括する都道府県区域内の人口に応じ次に示す数以上の世帯の住家が滅失したこと (災害救助法施行令第1条1項の三)

4) 災害救助法の適用基準

都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000 人未満	5,000 世帯
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	7,000 世帯
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	9,000 世帯
3,000,000 人以上	12,000 世帯

また、当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合(内閣府令で規定)であって、多数の世帯の住家が滅失した場合、

- 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じた場合(内閣府により別途基準を定める) (災害救助法施行令第1条1項の四)
- 住家の滅失についての規定 (災害救助法施行令第1条2項)
住家が半壊し、又は半焼する等著しく損壊した場合、2世帯を持って、
住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住困難な場合、3世帯を持って、

④ 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は次の通りとされています(法第4条)

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急修理
- 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 学用品の給与
- 埋葬
- その他政令で定められた事項(災害救助法施行令第2条)

(死体の捜索及び処理、災害により住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

原則として、被災者への現物の支給とされていますが、都道府県知事が必要と認めた場合は救助を求める者に対し金銭を支給してこれを行うことが出来るとされています。

⑤ 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の保管・収用、施設の管理、通信施設の優先使用、医療、輸送関係、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が与えられています。

⑥ 経費の負担

災害の救助に要した経費は救助が行われた都道府県が負担します。但し国が一定の割合(二分の一以上、救助に要した額が当該都道府県の収入額に占める割合により負担の割合が変わります)を負担します。

⑦ 災害救助基金を積立

都道府県は災害の発生に備え災害救助基金を積立ることが義務づけられています。

大規模災害からの復興に関する法律の概要

大規模災害からの復興に関する法律は東日本大震災後に改正された災害対策基本法の付則等に基づき、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため平成25年に制定されました。

この法律の目的は第1条において次のように述べられています。

「この法律は、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、その基本理念、政府による復興対策本部の設置及び基本方針の策定並びに復興のための特別の措置について定めることにより、大規模な災害からの復興に向けた取り組みの推進を図り、もって住民が安心して豊かな生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」

この法律の適用は、著しく異常かつ激甚な非常災害で災害対策基本法により緊急災害対策本部が設置された場合（「特定大規模災害」）とされています。

① 基本理念

大規模な災害からの復興に際しての基本理念は本法律において次の通り定めています。

大規模な災害からの復興は、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して、当該災害を受けた地域における生活の再建及び経済の復興を図るとともに、災害に対して将来にわたって安全な地域作りを円滑かつ迅速に推進する。

② 復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定

特定大規模災害が発生した場合、当該特定大規模災害からの復興を推進するため必要があると認められる場合に内閣に復興対策本部（本部長内閣総理大臣）が設置されます。

復興対策本部においては復興のための施策に関する基本的な方針（復興基本方針）を定めると共にと関係行政機関等の復興のための施策の総合調整等が行われます。

③ 復興計画の作成

特定大規模災害を受けた都道府県は、政府の復興基本方針に即して、都道府県復興方針を、また特定大規模災害を受けた市町村は、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、復興計画を作成できるとされています。

④ 復興計画等における特別の措置

特定大規模災害を受けた市町村等（特定被災市町村等）は復興計画及びその実施に関し必要な事項を協議するため「復興協議会」を組織できます。

特定被災市町村等はこの復興協議会の協議等を経て復興計画を公表することにより、土地利用基本計画の変更や復興整備事業に係わる許認可や事業の実施に係わる特例措置が認められます。

また、特定被災市町村等からの要請により都市計画の決定等を都道府県が代行して手続きが行えます。

⑤ 災害復旧事業等に係わる工事の国による代行

被災地方公共団体からの要請があり、かつ地域の実情を勘案して当該特定大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認められる場合は国等による工事の代行ができるとされています。

⑥ 財政上の措置等

国は、特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認められる場合、特別の財政上の措置等を速やかに講ずるものとされています。

災害復旧制度について

○ 災害復旧制度の目的

私たちの住んでいる日本は、急峻な山地が多く、狭い平地に多くの人々と資産とが集中しています。地理的には、モンスーン地域に属していますが、南北に細長い地形的特徴から梅雨期の大雨や台風期の暴風雨のみならず冬季には豪雪にも見舞われるという気象条件下にあります。

また、世界的にも有数の地震多発地帯に位置し、火山活動も活発です。

このような自然的条件から災害の発生も多く、甚大な被害をもたらした災害も数多く発生しています。

災害の発生は、人々の生命と財産を奪うのみならず、その復旧には多大の経費と時間も要します。

このため、災害を速やかに復旧し、人々の生活の安定を図ることは、日本の国にとって重要な命題とされ、常に財政上の重要な課題とされてきました。

災害復旧制度はこのような課題に対処するため、国が地方公共団体等へ財政的な支援を行うなどし、災害の早期復旧を図り、人々の生活を安定させるための制度であり、明治時代に既に制度化されていました。

○ 災害復旧制度の概要

日本は豪雨、暴風雨や地震などの異常な天然現象により非常に多くの災害がもたらされています。

災害復旧制度は、これらの異常な天然現象により、河川や道路、港、農業用施設、学校施設など地方公共団体等が管理している施設が災害を被った場合、国の負担や補助により迅速に復旧事業を行う制度です。

災害復旧事業の対象とされる施設は原則として地方公共団体等が管理している公共用の施設に限られています。

また、災害復旧事業は、災害を受けた施設の被災前の効用を回復する必要最少限度までとされています。

なお、災害復旧に併せて施設の従前の効用の向上を図る必要がある場合は、別途の制度が定められており可能とされています。（改良復旧事業として項を改めて詳述します。）

災害復旧は、早期に復旧事業に着手する必要性から、現地において**災害査定**を実施し、復旧工法並びに復旧に要する金額を決定する独特な制度に依ることとされています。

注) 異常な天然現象とは、**暴風、降雨、洪水、高潮、波浪、降雪、融雪出水、低温、地震、津波、地すべり、噴火、干ばつ、落雷**等をさし、一定の要件を満たす場合について災害復旧事業の対象とされています。

その一例として以下のような判断基準が定められています。

- 洪水(河川災害、河川沿いの道路等の場合)
警戒水位以上の水位あるいは河岸高の5割程度以上の水位(警戒水位の定めのない場合)
 - 暴風
最大風速(10分間平均風速の最大)15m/秒以上の風
 - 降雨(河川以外の施設の被災の場合)
最大24時間雨量80mm以上の場合、あるいは時間雨量が20mm以上
 - 干ばつ
連続干天日数(日雨量5mm未満の日を含む)が20日以上
- 等

災害はいろいろな施設に被害を及ぼすものであり、そのため災害復旧の制度も多岐にわたり、関係する国の機関もまた多くなっています。

表-1に主な災害復旧制度の一覧表を示しています。

特に被害が集中します公共土木施設や農用地等につきましては次の法律により災害復旧が行われます。

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(以下国庫負担法という)
- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下暫定法という)

表一 1 主な災害復旧事業とその対象施設

補助形態	根拠法令等	所管省庁	対象施設等
法律補助	公共土木施設 災害復旧事業 費国庫負担法	国土交通省	河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設
			急傾斜地崩壊防止施設、道路・橋梁
		下水道、公園	
		海岸(港湾)、港湾	
	農林水産業施設 災害復旧事業費国庫 補助の暫定措置に 関する法律	農林水産省	海岸(漁港・農地)、漁港
			林地荒廃防止施設、地すべり防止施設(林地・農地)
			農地、かんがい排水施設、農業用道路、 林地荒廃防止施設、林道 沿岸漁場整備開発施設、漁港施設、 共同利用施設(農業、林業、漁業)
公立学校施設復 旧費国庫負担法	文部科学省	公立学校施設 国立学校、文化財	
公営住宅法	国土交通省	公営住宅	
空港整備法		空港施設	
鉄道軌道整備法		鉄道施設	
予算補助	水道施設等	厚生労働省	
	都市施設	国土交通省	街路、都市排水施設、 堆積土砂排除、湛水排除、降灰除去
	廃棄物処理施設	環境省	屎尿処理施設、コミュニティプラント、汚泥再生処理施設、 生活廃水処理施設、特定地域生活廃水処理施設、ゴミ処理 施設、廃棄物循環処理施設、廃棄物運搬用パイプライン、 埋立処分施設、産業廃棄物処理施設、
	災害廃棄物対策 自然公園施設		地震廃棄物、水害廃棄物
	社会福祉施設	厚生労働省	生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、 身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設
	環境衛生施設		
	医療施設		公的医療機関

令和元年発生災害による災害別施設関係等被害額

単位：百万円

区分	地震	台風	豪雨	豪雪	その他	合計	備考
公共土木	449	413,222	39,052	0	11,788	464,510	河川、道路、治山施設、 港湾等
農林水産	177	304,951	36,679	0	3,373	345,180	農地、農業用施設、林道、 漁業用施設、農林水産物等
文教施設	431	11,188	2,825	13	138	14,595	学校施設、文化財等
厚生施設	39	76,780	1,611	0	46	78,476	社会福祉施設、水道施設等
その他施設	0	30,746	1,346	0	1	32,093	自然公園、電信電話、 都市施設等
合計	1,095	836,887	81,515	13	15,345	934,855	

出典

防災白書

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の概要

日本は、気象的、地理的にも災害を受けやすい環境にあり、これまでも幾多の風水害や地震により多くの災害に見舞われてきました。

河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾等の公共土木施設は、国民生活と密接な関係をもつ施設であり、これらの施設の災害は、国民生活の安定上また社会経済上も重大な影響を及ぼし、速やかに復旧する必要があります。

しかし、その復旧には多額の費用を要し、施設の管理者である地方公共団体等の財政負担も大きく、地方公共団体の負担だけに任せていたのでは、被災施設の早期復旧はおぼつかなくなります。

このため、国として災害復旧事業に対して地方自治体へ特別の財政負担を行なうことにより、災害復旧に対する地方の財政負担の軽減と早期復旧を図り、国民の福祉の確保を図ることを目的としています。

○ 災害復旧事業の採択要件

- 1) 異常な天然現象により生じた災害であること（異常な天然現象については10ページを参照）
（人為的な行為等により発生した被害は対象となりません）
- 2) 国庫負担法に規定する公共土木施設で現に維持管理されていること
- 3) 地方公共団体又はその機関が施行すること
（その機関とは企業局、公社、第三セクター、組合等が含まれます）

○ 国庫負担法に定められている公共土木施設

- 1) 河川
 - ・河川法が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川
（ただし、砂防法の規定により同法が準用される天然の河岸は除く 3) 砂防設備参照）
 - ・維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止、その他の施設
 - ・沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸
- 2) 海岸
 - ・国土を保全するために防護することを必要とする海岸
 - ・海岸に設置する堤防、護岸、突堤、その他海岸を防護するための施設
- 3) 砂防設備
 - ・砂防指定地内にある治水上砂防のため設置された砂防設備
 - ・砂防指定地外に設置された治水上砂防のため施設されたもの
 - ・砂防法の規定により同法が準用される天然の河岸
- 4) 地すべり防止施設
 - ・地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム、その他地すべりを防止するための施設
- 5) 林地荒廃施設
 - ・山林砂防施設（立木を除く）又は海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く）
- 6) 急傾斜地崩壊防止施設
 - ・急傾斜地崩壊防止区域内にある擁壁、排水施設、その他急傾斜地の崩壊を防止するための施設
- 7) 道路
 - ・道路法に規定する道路（一般国道、都道府県道、市町村道）
 - ・トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物
 - ・主務大臣が指定する道路の付属物
（道路上のさく・駒止、街灯、道路標識、自動車駐車場、自転車駐車場、共同溝・電線共同溝等）
 - ・有料道路
道路法並びに道路整備特別措置法に基づき地方自治体が管理しているものに限る
（高速自動車国道等高速道路会社6社が設置・管理する有料道路並びに地方道路公社法に基づく地方道路公社が設置・管理している有料道路はそれぞれの法律に基づき災害復旧事業が実施されます）
- 8) 港湾
 - ・港湾法に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護岸または港湾の利用管理上重要な臨港交通施設
- 9) 漁港

- ・漁港漁場整備法に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設

10) 下水道

- ・下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路

11) 公園

- ・都市公園法に規定する都市公園

なお、上記以外でも都市計画区域内にある公園、広場、緑地、運動場、墓園、公共空地の災害については、別途、都市災害復旧事業としての補助制度があります。

○ 災害復旧事業としての採択の限度

災害復旧事業の原則は施設を原形(元の形、災害復旧の4要素を変えない)に復旧することとされています。

ただし、原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においては、これに変わるべき必要な施設にて復旧することができます。

(災害復旧の4要素とは 位置、形状、材質、寸法 をいいます)

○ 災害復旧事業として採択されない場合(適用除外)

次のような場合には国庫負担法による災害復旧事業としては採択されません。

- 1) 1カ所の工事の費用が都道府県、政令指定市に係わる場合は**120万円**、市町村に係わる場合は**60万円**に満たない場合(以下限度額という)

1つの施設で複数箇所の災害が発生した場合、各災害箇所の間隔が100m以内の場合は1カ所工事とみなされます。(ただし所管が同一であり、かつ同一被災年月日である場合に限られます。)

(限度額に満たない場合には公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とはされませんが、これを持って被災現場がそのままの状態で放置されることを意味するものではありません。)

- 2) 工事の費用に対してその効果が著しく小さい場合

- 3) 維持工事と見るべきもの

- 4) 明らかに設計の不備又は工事の粗漏に基因して災害が発生したと認められる場合

- 5) 著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して災害が発生したと認められる場合

- 6) 河川、港湾及び漁港の埋塞に係わるもの(必要により災害と認められる場合があります)

- 7) 天然の河岸及び海岸の欠壊に係わるもの(必要により災害と認められる場合があります)

- 8) 災害復旧事業以外の事業で工事施工中に生じた災害

- 9) 小規模な施設(直高1m未満の小堤、幅員2m未満の道路、森林植生のみ、溪流又は山腹において直高1.5m未満の石垣又は板さくのみの災害等)

10) その他

応急仮工事の再度被災、道路の付属物(主務大臣の指定した付属物ものを除く)のみの被災、(トンネル照明のみの被災、のり面処理工のみの被災、等) 一般にのみ災と言われます災害により道路上に堆積した崩土の処理のみについては、道路の残存幅員が車馬の通行の支障の程度により採否が決定されます。

なお、地下水くみ上げや石炭掘削による地盤沈下、えん堤の操作の欠陥による被害は国庫負担法の対象とされません。

○ 応急工事の実施

応急工事については、原則として施設の管理者の負担において施行するものとされていますが、次期出水での被害の拡大の防止、民生安定上必要な交通路の確保等の観点から、次のような場合、国庫負担法の対象とされています。

- 1) 仮道、仮栈橋、仮橋、仮締切、欠壊防止、仮排水施設及び仮処理施設

一般的に応急仮工事といわれます。

何れの場合も応急仮工事を除く復旧工事費が限度額以上の場合に限られます。

- 2) 災害査定の前に施工した工事のうち、工事の全部(応急本工事)または工事の一部

○ その他

なお、道路法上の道路に係わる橋梁が被害を被った場合(全橋流失、または一部流失・落橋等)で、河川の治水上または道路交通上の理由が有る場合、その復旧に際しては木橋を永久橋に、また桁下を上げる等の措置は可能とされています。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の概要

日本は、気象的、地理的にも災害を受けやすい環境にあり、これまでも幾多の風水害や地震により多くの災害に見舞われてきました。

このため、農地や農業用施設、林業用施設、漁業用施設や共同利用施設が災害により被害を被った場合に、農林水産業の維持とその経営の安定を図るとの観点から、一定の要件に該当する災害復旧事業については、国がその費用の一部を補助し、速やかな復旧を図ることを目的としています。

○ 災害復旧事業の採択要件

- 1) 異常な天然現象により生じた災害であること（異常な天然現象については10ページを参照）
（人為的な行為等により発生した被害は対象となりません）

○ 暫定法で定められている対象施設

1) 農地

農地とは、土地台帳の地目により定義されるものではなく、耕作の目的に供される土地で、現に耕作している土地(田、畑及びわさび田)及び耕作しようとするれば直ちに農地利用できる休耕地等を対象とします。

実験農場、採草地、放牧地、耕作許可のない河川敷耕地、家庭菜園等は含まれません。

(なお、農地は私有財産ですが、農地は日本国農業の生産基盤として重要な資産であることに鑑みて、国庫補助の対象とされています。また農地の災害復旧の事業主体は都道府県、市町村、土地改良区等であり、地方自治法の規定により受益者から分担金を徴収することができます。)

2) 農業用施設

農地の利用又は保全上必要な公共的施設であり、かんがい排水施設(ため池、頭首工、用排水路、揚水機場等)、農業用道路、農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設、をいいます。

3) 林業用施設

林地の利用又は保全上必要な公共的施設であり、林地荒廃防止施設(法令により地方公共団体及びその機関の維持管理に属するもの(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象施設)を除く)、林道、をいいます。

4) 漁業用施設

漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であり、沿岸漁場整備開発施設(消波施設、護岸、堤防、突堤、導流堤及び水路、水性動植物の定着のための捨て石工など)

漁港施設 (漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設及び水域施設に限る)をいいます。

5) 共同利用施設

共同利用施設とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合等の所有する倉庫、加工施設、共同作業場その他農林水産業者の共同利用に供される施設をいいます。

共同利用施設には次のような施設が含まれます

(農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水産業生産資材製造施設、共同作業場、産地市場施設、種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、養殖施設、農業水産業用器具修理施設、通信施設、電気供給施設、製氷冷凍冷蔵施設、給水施設、給油施設、家畜診療施設及び公害防止施設)

○ 災害復旧事業としての採択の限度

災害復旧事業とは、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった農地等を原形(元の形)に復旧することをいいます。

ただし、原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においては、これに変わるべき必要な施設にて復旧することができます。

暫定法による災害復旧事業としては1カ所の工事の費用が40万円以上の場合に採択されます。1つの施設について複数箇所の災害が発生した場合、災害箇所が150m(漁港施設は100m)以内の間隔であれば1カ所とみなされます。(ただし所管が同一であり、かつ同一被災年月日で

ある場合に限られます)

- 暫定法による災害復旧工事として採択されない場合(適用除外)
 - 1) 一カ所の工事費が40万円に満たない場合
 - 2) 経済効果の小さいもの
次のような場合は経済効果の小さいものと見なされます。
 - イ 傾斜が二十度を超える農地(その農地の利用又は保全のための農業用施設を含む)
 - ロ 土層の厚さが40cm未満の農地
 - ハ 土性が粗い砂土、火山灰、火山礫又は高位泥炭土の農地
 - ニ 当該の農地と関連のある他の工事が完了しなければ効果のない農地
 - ホ 有効幅員120cm未満の農業用道路
 - へ その災害復旧事業の額が、当該災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額として農林水産大臣が毎年定めるところにより算定される金額を超える農地
 - 3) 維持工事とみるべきもの
 - 4) 明らかに設計の不備又は施行の粗漏に基因して生じたと認められる災害に係わるもの
 - 5) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたと認められる災害に係わるもの
 - 6) 災害復旧事業以外の事業の施工中に生じた災害に係わるもの
 - 7) 土砂流入による農地の災害復旧事業のうち、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下の土砂にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cmに満たない農地に係わるもの
 - 8) 耕土流失による農地の災害復旧事業のうち、その筆における流失耕土の平均の厚さが1割に満たない農地に係わるもの
 - 9) 災害により搬出不能となった用薪材の量が550m³に満たない林道その他農地等のうち農林水産大臣の定める小規模な施設に係るもの

農林水産大臣の定める小規模な施設に係わるものとは次のような場合です

- イ 道路の路面又は側溝のみに係わるもの
- ロ 車馬の通行に著しい妨げの無い道路上(通行可能残存幅員が1.2m以上)の崩土の堆積のみに係わるもの

- 応急工事の実施

農業用施設等の被害の拡大防止(ため池堤体の増破防止等)のために必要な場合や作物の被害の防止、緊急に復旧すれば作付けに間にある場合の農地等の復旧の場合等、応急工事が認められる場合があります。

- 二重採択の禁止

公共土木施設等と農林水産施設等とは互いに密接な関係にある場合があります。例えば河川(公共土木)と農業用取水堰(農林水産施設)、河川護岸(公共土木)を兼用する農道や林道(農林水産施設)、砂防設備(公共土木)と林地荒廃施設(農林水産施設)等があります。災害復旧に際しては、二重に採択されることの無いようお互いの管理者が施行範囲等について協議し、それに基づき災害査定が実施され、災害復旧事業は行われています。

都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針の概要

○ 都市災害復旧事業の概要

異常な天然現象により、主として都市計画区域内において、下水道、公園、街路、都市排水施設等の都市施設が被災した場合の災害復旧や、あるいは人家、工場等の集落地域が土砂の流入や崩落等により堆積土砂の被害を受けた場合や火山の爆発やその他の火山現象により著しい災害を受けた場合において堆積土砂の排除や降灰除去等を速やかに行い、民生の安定と公共の福祉を確保することを目的としています。
(異常な天然現象については10ページを参照)

都市災害復旧事業のうち、下水道については昭和59年度から、また都市公園については、平成10年度から公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とされました。

その他の都市施設の災害については都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針の対象とされています。

○ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針の対象事業

- 1) 街路 地方公共団体又は土地区画整理組合の維持管理する街路
*事業終了後道路法に基づく路線認定の完了後は道路災害として採択されます
- 2) 都市排水施設等 地方公共団体の維持管理する都市排水施設、公園施設
都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設
都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理する公園、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地、(国庫負担法の対象施設は除く)
- 3) 堆積土砂排除 災害により市街地に堆積した堆積土砂の排除
市街地とは都市計画区域内及び同区域外の人家、工場等の集落地ををいいます。
「堆積土砂」とは、災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等を指します。
「堆積土砂の排除事業」とは、一の市町村の区域内の市街地において災害により発生した堆積土砂の総量が30,000㎡以上であるもの、又は2,000㎡以上の一団をなす堆積土砂、又は、50m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量が2,000㎡以上であるもので、市町村が堆積土砂を排除する事業
- 4) 湛水排除事業 激甚災害の指定を受けた場合に対象とされます
- 5) 降灰除去事業 火山の噴火等の火山活動による降灰の除去

○ 災害復旧として採択されない場合(適用除外)

- 1) 施設毎の工事費が都道府県又は指定市にあっては120万円、市町村又は土地区画整理組合にあっては60万円に満たない場合
- 2) 経済効果の小さいもの
- 3) 維持工事とみるべきもの
- 4) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因し生じたもの
- 5) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたと認められる災害に係わるもの
- 6) 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係わるもの
- 7) その他別に定めるもの
 - イ 幅員6m未満の街路、又は幅員4m未満の橋梁
 - ロ 幅員1m未満の都市排水路、但し管渠にあっては内径250mm未満のもの
 - ハ 堆積土砂排除事業のうち
 - a 宅地に堆積した土砂で市町村長の指定場所以外に捨てられた土砂に係るもの
 - b 事業の実施が確認できないもの
 - c 自衛隊、地元等が無償で実施したもの又は失業対策事業その他の事業で実施したもの
 - ニ 都市排水施設の埋塞で断面積の3割未満、(但し、3割以上でも堆積量の7割までを排除)
 - ホ 公園施設のうち、飛石、ブランコ、ベンチ等の単体の小規模な施設が単独で被災した場合で、その施設の機能が当該公園の根幹的な効用に関わらないもの

公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の概要

異常な天然現象により公立学校の施設が災害を被った場合、早急に施設の災害復旧を図り、学校教育の円滑な実施を確保することを目的として、国が災害復旧に要する経費の一部を負担することとしています。
(異常な天然現象については10ページを参照)

○ 対象とされる施設

国庫負担の対象とされる施設とは、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の施設が対象とされます。

施設とは、建物、建物以外の工作物、設備及び土地(建物等の敷地、運動場、実験実習地等)を含みます。

また、これらの学校の共同利用施設として学校給食共同調理場、学校共同寄宿舍、産業教育実習場も対象とされます。

教員住宅、特定学校借上施設、応急仮設校舎、降灰除去等についても一定の条件の下で対象とされています。

○ 災害復旧の採択範囲

災害復旧事業の採択は、降雨、暴風、洪水、高潮、津波又は大火等による災害で原則として以下に示す場合とされています。

1) 降雨による災害

最大24時間雨量が80mm以上の降雨により発生した災害、但し24時間雨量が80mm未満であっても連続雨量若しくは時間雨量が特に大である場合(連続72時間雨量が180mm以上、時間雨量20mm以上の場合)はこの限りでない

2) 暴風にあつては最大風速(10分間平均風速)15m/秒以上の風により発生した災害

3) 河川の決壊による洪水又は異常な高潮若しくは津波により発生した災害で比較的軽微と認められないもの

4) 大火による災害で次のような場合

- ・ 火災を被った市町村に対して災害救助法が適用された場合
- ・ 当該市町村の所有する公共用の建物の総面積に対する当該建物の被災面積の比率が大きい
- ・ 当該市町村被災前標準税収入額に対する当該市町村の所有する学校施設の被害金額の比率が大きい

5) 当該年の総降灰量が1㎡当たり1,000g以上の場合

6) その他

噴火、地震、融雪、竜巻、落雷等

○ 復旧工事として採択されない場合(適用除外)

1) 災害による被害額が採択対象下限額に達していない場合

イ 都道府県立の公立学校等

建物、建物以外の工作物、土地は80万円未満、設備、降灰除去費用は60万円未満のもの

ロ 市町村立の公立学校等

建物、建物以外の工作物、土地は40万円未満、設備、降灰除去費用は30万円未満のもの

2) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じた災害

3) 維持管理の義務を著しく怠ったことに基因して生じた災害

4) 災害復旧事業以外の工事中に生じた災害

災害時の廃棄物対策について

大地震や水害等の災害の発生時には大量の廃棄物が発生するとともに、廃棄物等の処理施設そのものの被災、さらには交通路の通行不能等による収集業務の停滞、尿尿の適切な処理等、その対策は地域の生活環境を確保し、市民の生活基盤の早期回復を図るうえで重要な課題とされています。

このため、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**にも災害時の対応についての特別な配慮がうたわれています。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条）

特に平成7年発生の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成10年10月には**震災廃棄物対策指針**が策定され、また平成16年の新潟県、福井県における集中豪雨や台風被害等も受け、平成17年6月には**水害廃棄物対策指針**も策定され、災害発生時の対応策と共に平常時からその事態に備えた体制の整備等を図ることとされてきました。

阪神淡路大震災発生時には、上下水道等のインフラの損壊による水洗便所等の使用不可、損壊・倒壊家屋の解体撤去や火災廃棄物、廃家電等の大量の廃棄物の発生、集団避難所の開設・仮設便所の設置と、そこから発生する排出物・廃棄物の処理、下水道処理施設・ゴミ焼却施設等の損壊、衛生上の課題、廃棄物の仮置き場や最終処分地の確保、そして何よりも交通路の損壊による交通混乱等、大きな教訓が残されました。

また、堤防の決壊や浸水等による大水害の発生時には、一時に大量の畳・家具等の粗大ゴミや生活ゴミ、流木等が発生します。

特に水害時のゴミは土砂や水分を大量に含み、腐敗しやすく、悪臭、汚水の発生も伴い、廃棄物の仮置き場の確保や消毒等の衛生面での対策も課題とされました。

地震災害と水害とでは、災害発生廃棄物の種類や発生量、避難者の数や避難所の開設期間等に大きな違いがみられ、このため、市町村に対して、それぞれの災害の発生を想定した**災害廃棄物処理計画**の策定が求められてきました。

然し、その後、平成23年に発生した東日本大震災では、大規模地震に加え、未曾有の大津波を伴い、それにより様々な廃棄物が混じり合うと共に大量の津波堆積物も発生するなど、廃棄物の性状も量もこれまでの災害を遙かに超える被害が広範囲に発生することとなり、従来の指針に依り策定された災害廃棄物処理計画では対応出来ない事態が生じました。

このため、東日本大震災での様々な経験や知見を踏まえ、さらに近年全国各地で発生した大雨、竜巻、台風等の被害への対応から得られた知見等も加え、これまでの震災廃棄物対策指針並びに水害廃棄物対策指針について所要の見直しを行い、これらを統合の上で新たに「**災害廃棄物対策指針**」として策定することとなり、平成26年3月に成案を見ることとなりました。

震災では、発生直後から被災者の避難が始まり、被害の程度によっては避難所の設置箇所数も多数に上り、設置期間も長期に及び、そこから発生する尿尿・生ゴミ等の処理も長期にわたります。

また、火災廃棄物、倒壊家屋・被災建物からの多量の廃材・がれき・廃家電等も発生しますし、ゴミ焼却場や下水処理施設等の損壊も予測される等の特殊性があります。

さらに地震に伴う津波によっては種々の廃棄物が混じり合うと共に海上へも流出し、多量の津波堆積物の発生も予測されます。中には有害廃棄物や思い出の品・貴重品等も含まれて参ります。

水害の発生時は避難所の設置期間等は震災に対しては比較的短期間で済みますが、便槽や浄化槽の水没、水分を多く含んだ廃棄物等の腐敗、悪臭の発生等、衛生面からの対策も早期に求められる特殊性があります。

いずれも一時に大量の廃棄物が搬出されるために、仮置き場の確保、最終処分地の確保とともに早急な収集、分別、処理等の体制を確立する必要があります。

これら災害時の廃棄物の処理対策は、被災自治体のみでは限度があり、平常時より緊急時に備えた広域的な支援体制、民間への協力要請等の対策を執っておくことも重要です。

そのため、市町村並びに都道府県には災害発生時に備えあらかじめ「**災害廃棄物処理計画**」を策定しておくこととされています。

市町村は自らが被災市町村になることを想定し、また都道府県は管内の市町村が被災市町村となる

ことを想定し、災害予防(被害抑止・被害軽減)、災害応急対応、災害復旧・復興に必要な事項を平常時に取りまとめると共に、支援地方公共団体(都道府県・市町村)となることも想定し必要となる事項を取りまとめ、これらを併せ、都道府県(市町村)災害廃棄物処理計画となすこととされています。

新たな「災害廃棄物対策指針」は第1～第4編で構成され、第2編「災害廃棄物対策」の項において、これまでの経験を基に「災害廃棄物処理計画」の作成にかかわる基本事項が提示されています。

詳細は 略

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、被災市町村(一部事務組合を含む)が実施する廃棄物処理事業について、国庫補助の対象とされていますが、国庫補助の対象は、廃棄物の収集・運搬・処分に係る事業とされています。特に認められた場合は仮設トイレ、避難所等より排出される廃棄物の処分についても対象とされますが、その対象期間は災害救助法に基づくその開設期間内とされています。

被災家屋等の解体・撤去に要する費用については、原則所有者の負担とされています。阪神淡路大震災におきましては特例により市町村が負担した事例はあります。東日本大震災においても特例措置が執られています。

なお、被災建物の解体・撤去については、別途被災者生活再建支援法の適用の対象とされる場合もあります。

東日本大震災における発生災害廃棄物の処理は特別法を制定し実施されてきましたが、その処理の過程で得られた教訓や知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速に処理すべく、「平時の備えから大規模災害発生時の対応まで」切れ目のない災害対策を実施・強化するため、平成27年8月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「災害対策基本法」について所要の改定が行われました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の主に改定点は以下の通りです。

- 1) 平時の備えを強化するための関連規程の整備
 - イ 災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念の明確化
 - ロ 国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化
 - ハ 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充
- 2) 災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備 等

なお、河道内や道路上に堆積した廃棄物の処理等は公共土木施設災害(一定の要件を満たす場合)の対象とされます。

また、堆積土砂の排除は都市災害復旧事業(一定の要件を満たす場合)としての対応も可能とされています。

激甚災害法に基づく激甚災害の指定

激甚災害制度は、著しく激甚な災害が発生し、国民生活に著しい影響を及ぼす災害について

- 地方財政の負担の緩和
- 被災者に対する特別の助成

を行うことが特に必要であると認められる場合に、「**激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律**」（以下激甚災害法という）に基づいて、その災害を激甚災害として政令で指定し、併せてその災害に対して適用すべき特例措置を指定するものです。

激甚災害の指定を受ければ、被災後に実施される各災害復旧事業について、災害復旧事業の補助率等のかさ上げがなされるとともに、被災者等に対する各種の融資制度についての特例措置が認められます。

激甚災害法の指定に当たっては、政府は、都道府県からの被害状況の報告を受け、あらかじめ中央防災会議の意見を聞いて決定することとされています。

中央防災会議では、**激甚災害の指定基準**として、現在、激甚災害指定基準(以下本激という)と局地激甚災害指定基準(以下局激という)の2つが定められています。

激甚災害には、

- ① **全国的に大きな災害をもたらした災害を指定する場合**（いわゆる本激）と
- ② **局地的な災害によって大きな災害復旧費が必要になった市町村を指定する場合**（いわゆる局激）の2つの指定基準があります。

さらに本激には、

- A 全国的に大規模な災害が生じた場合（本激 A 基準）と
- B A の災害ほど大規模ではなくとも、特定の都道府県の区域に大きな被害をもたらされた場合の指定基準（本激 B 基準）とがあります。

以下、激甚災害法の適用条項と各災害復旧事業での激甚災害の指定基準を示します。

激甚災害指定基準・局地激甚災害指定基準

1 激甚災害指定基準（本 激）

激甚災害法適用条項 と運用措置	指 定 基 準
<p>第 2 章 (第 3 条, 第 4 条 3) 公共土木施設災害 復旧事業等に関する 特別の財政援助</p>	<p>A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% ----- B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25%の都道府県が 1 以上</p> <p>または</p> <p>(2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5%の都道府県が 1 以上</p>
<p>第 5 条 農地等の災害復旧 事業等に係る補助 の特別措置</p>	<p>A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% ----- B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4%の都道府県が 1 以上</p> <p>または</p> <p>(2) 一の都道府県の査定見込額 > 10 億円の都道府県が 1 以上</p>
<p>第 6 条 農林水産業共同利 用施設災害復旧事 業の補助の特例</p>	<p>(1) 第 5 条の措置が適用される場合 または (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第 8 条の措置が適 用される場合</p> <p>ただし、(1) (2)とも、当該被害見込額が 5,000 万円以下の場合を除く</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るもの について、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、</p> <p>かつ、 次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推計額 × 0.5%</p> <p>または (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推計額 × 1.5%で第 8 条の措置が適用 される場合</p> <p>ただし、(3) (4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が 5,000 万円 以下の場合を除く</p>
<p>第 8 条 天災による被害農 林漁業者等に対す る資金の融通に関 する暫定措置の特 例</p>	<p>A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% ----- B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ</p> <p>一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 3%の都道府県が 1 以上</p> <p>ただし、A, Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被 害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の 発生のとど被害の実情に応じて個別に考慮する。</p>

激甚災害法適用条項 と運用措置	指 定 基 準
第11条の2 森林災害復旧事業 に対する補助	<p>A 林業被害見込額 \geq 全国生産林業所得推定額 \times 5% B 林業被害見込額 \geq 全国生産林業所得推定額 \times 1.5%</p> <p>かつ (1)一の都道府県の林業被害見込額 \geq 当該都道府県の生産林業所得推定額 \times 60% ・・・の都道府県が1以上</p> <p>または (2)一の都道府県の林業被害見込額 \geq 全国生産林業所得推定額 \times 1% ・・・の都道府県が1以上</p> <p>ただし、A、Bとも、林業被害見込額は樹木に係わるものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る</p>
第12条 中小企業信用保険法 による災害関係保証 の特例	<p>A 中小企業関係被害額 \geq 全国中小企業所得推定額 \times 0.2% B 中小企業関係被害額 \geq 全国中小企業所得推定額 \times 0.06%</p> <p>かつ (1)一の都道府県の中小企業関係被害額 \geq 当該都道府県の中小企業所得推定額 \times 2% ・・・の都道府県が1以上</p>
第13条 小規模企業者等設備 導入資金助成法による 貸付金の償還期間 等の特例	<p>または (2)一の都道府県の中小企業関係被害額 \geq 1,400億円 ・・・の都道府県が1以上</p> <p>ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある</p>
第16条 公立社会教育施設災害 復旧事業に対する補助	<p>第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く</p>
第17条 公立社会教育施設災害 復旧事業に対する補助	
第19条 市町村が施行する感 染症予防事業に関する 負担の特例	
第22条 罹災者公営住宅建設 事業に対する補助の 特例	<p>A 被災地全域滅失戸数 \geq 4,000戸 B (1)被災地全域滅失戸数 \geq 2,000戸</p> <p>かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 \geq 200戸又は住宅戸数の1割以上 ・・・の市町村が1以上</p> <p>または (2)被災地全域滅失戸数 \geq 1,200戸</p> <p>かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 \geq 400戸又は住宅戸数の2割以上 ・・・の市町村が1以上</p> <p>ただし、(1),(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ、特例的措置を講ずることがある</p>

激甚災害法適用条項 と運用措置	指 定 基 準
第 2 4 条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合
第 7 条 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、そのつど検討する。
第 9 条 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第 1 0 条 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
第 1 1 条 共同利用小型漁船の建造費の補助	
第 1 4 条 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第 2 0 条 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第 2 1 条 水防資材費の補助の特例	
第 2 5 条 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

- 注) A : 全国的に大規模な災害が生じた場合（本激 A 基準）
 B : A の災害ほど大規模ではなくとも、特定の都道府県の区域に大きな被害がもたらされた場合の指定基準（本激 B 基準）

2 局地激甚災害指定基準

激甚災害法適用条項と運用措置	指定基準
<p>第2章 (第3条, 第4条3) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業費等(法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業)の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害 (該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満のものを除く)</p> <p>イ 当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村 (当該査定事業費が1,000万円未満のものを除く)</p> <p>ロ 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5千万円を超える市町村にあっては、当該標準税収入の20%を超える市町村</p> <p>ハ 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあっては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所がおおむね10未満のものを除く)</p>
<p>第5条 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</p>	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > $\text{当該市町村の農業所得推定額} \times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満のものを除く) ただし、当該経費の合計額がおおむね5,000万円未満である場合を除く</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(3)又は(4)に掲げる災害に該当するものに限る)</p>
<p>第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例</p>	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > $\text{当該市町村の農業所得推定額} \times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満のものを除く) ただし、当該経費の合計額がおおむね5,000万円未満である場合を除く</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(3)又は(4)に掲げる災害に該当するものに限る)</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該市町村内の漁業被害額が当該市町村の農業被害額を超え、 かつ、 $\text{当該市町村の漁船等の被害額} > \text{当該市町村の漁業所得推定額} \times 10\%$ (漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く</p>

2 局地激甚災害指定基準

激甚災害法適用条項 と運用措置	指 定 基 準
第11条の2 森林災害復旧事業に 対する補助	(3) 当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) > 当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門) × 1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の おおむね0.05%未満のものを除く) かつ (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積 > 300 ha または (2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積 > 当該市町村の私有林面積(人工林に係るもの) × 25%
第12条 中小企業信用保険法 による災害関係保証 の特例	(4) 中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% (被害額が1,000万円のものを除く) ただし、当該被害額を合算した額が5,000万円未満である場合を除く
第13条 小規模企業者等設備 導入資金助成法によ る貸付金の償還期間 等の特例	
第24条 小災害債に係る元利 償還金の基準財政需 要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合

注) 合併特例法の適用

(災害復旧事業費の国庫負担等の特例)

第十九条 国は、合併市町村が市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助に関し市町村の合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)その他政令で定める法律及びこれに基づく命令の規定にかかわらず、当該市町村の合併が行われなかったものとして当該合併市町村が不利益とならないように措置しなければならない。

災害関連緊急事業の概要

○ 事業の目的

災害復旧事業は異常な天然現象等による災害により被災した施設の復旧を原則とした制度であり、その復旧に際しては被災箇所ごとの災害査定を経て復旧事業に着手することとされています。

しかしながら、災害の発生は当然のこととして時と場所を選んで発生するものではありません。通常の災害復旧事業の制度のみでの対策が困難な場合があり、また被災の状況をそのまま放置することは次期出水等により被害の拡大をも招きかねません。

災害関連緊急事業は、このような国民生活の安全・安定にとって脅威となる再度災害等を防止するために緊急的に災害防止施設等を整備することにより、国土の保全と国民生活の安定を図ることを目的とした事業です。

以下に災害関連緊急事業の各事業の概要を示します。（国が直接行う直轄事業については除く）

○ 災害関連緊急砂防事業

1) 目的

風水害、震災、火山活動等異常な天然現象により生じた土砂の崩壊等の危険な状況を防止するために緊急に砂防設備の整備を行うことを目的として昭和 62 年度に制度化されました。

2) 採択要件

当該年に発生した風水害や地震により水源地帯に崩壊が発生し、または山火事等により流域が著しく荒廃し、放置すれば次期出水により容易に土砂が流下し、下流に著しい土砂災害を及ぼす恐れのある場合で、緊急的に施行が必要であり、かつ年度内に完成の見込みがある場合で、次の要件を満たし、一カ所の事業費が 3, 0 0 0 万円以上の場合に事業が採択されます。

① 緊急な災害復旧に先行して施行する必要があるもの

② 公共の利害に密接な関連を要し、経済上・民生安定上放置しがたいもので、次の各号の一に被害を及ぼす恐れがあると認められる場合

イ 鉄道、高速自動車道、都道府県道(指定市の指定市道を含む)以上の道路又は迂回路のない市町村道、並びにその他の公共施設のうち重要なもの

ロ 官公署・学校又は公共建物もしくは鉱工業施設のうち重要なもの

ハ 人家 1 0 戸以上

ニ 農地 1 0 h a 以上

○ 災害関連緊急地すべり対策事業

1) 目的

当該年に発生し、又は活発化した地すべりについて、地すべり対策事業を緊急的に実施し、地すべり防止施設等の設置を行うことによって、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を除去し又は軽減し、国土の保全と民生の安定を図ることを目的として昭和 62 年度に制度化されました。

2) 採択要件

当該年に発生した風水害や地震等により地すべり現象が活発となり又はばた山崩壊の規模が大となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたい場合で、緊急的に施行を必要とし、かつ年度内に完成の見込みがある場合で、次の要件を満たし、一カ所の事業費が 3, 0 0 0 万円以上(農林水産省関連 6 0 0 万円以上)の場合に事業が採択されます。

① 緊急な災害復旧に先行して施行する必要がある

② 公共の利害に密接な関連を要し、経済上・民生安定上放置しがたいもので、次の各号の一に被害を及ぼす恐れがあると認められる場合

イ 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの

ロ 鉄道、高速自動車道、都道府県道(指定市の指定市道を含む)以上の道路又は迂回路のない市

町村道、受益面積100ha以上の農道、並びにその他の公共施設の内重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

- ハ 官公署・学校又は公共建物もしくは鉱工業施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの
- ニ 人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの
- ホ 貯水量3万㎡以上のため池又は関係面積100ha以上の用排水施設に直接被害を及ぼすと認められるもの
- ヘ 農地10ha以上に直接被害を及ぼすと認められる場合

災害関連緊急地すべり対策事業は、国土交通省、農林水産省(農村振興局、林野庁)の共管です。地すべり防止地域として指定されていない地域についても所要の手続きを経て事業採択できます。(速やかに地すべり防止地域の指定を行うことが条件とされます)

○ 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

1) 目的

当該年度に発生した風水害、震災等により、急傾斜地に新たな崩壊が生じ、放置すれば次期降雨により被害を与える恐れがある場合に、急傾斜地崩壊防止施設を緊急的に施行することにより、再度災害の防止を図り、もって国土の保全と民生の安定を図ることを目的として昭和62年度に制度化されています。

2) 採択要件

当該年度に発生した風水害、震災等により、急傾斜地に新たな崩壊が生じ、放置すれば次期降雨により被害を与える恐れがあり、原則として当該年度内に施行するものであり、次の各号に該当する場合に採択されます。

- ① 急傾斜地の高さが10m(人家等に実際に被害があったものについては5m)以上であること
- ② 移転適地がないこと
- ③ 人家がおおむね5戸(公共的建物含む)以上、または公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼす恐れのあるもの
- ④ 事業費がおおむね1,500万円以上のもの

○ 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策特別事業(がけ特)

1) 目的

災害関連緊急事業の効果を確保し、再度災害の防止を図るため、崖崩れ発生箇所の応急的対策と一体的に、不安定化している隣接斜面の対策も同時に実施することを目的として平成12年度に制度化されました。

崖崩れ災害が集中的に発生した一連の地域において、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業と一体的に、隣接した脆弱斜面の崩壊防止工事を災害関連事業として実施するものです。

2) 採択要件

当該年度に発生した風水害、震災等を原因として施行する災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業(以下「災関緊急事業という」)の事業費の合計額が5億円以上となる一連の地域において、災害の発生した年度に災関緊急事業と一体となって施行するもので、次の各号に該当する場合採択されます。

- ① 急傾斜地の高さが10m(人家等に実際に被害があったものについては5m)以上であること
- ② 当該年度の急傾斜地崩壊対策事業の実実施計画に計上されている箇所以外のもの
- ③ 一カ所の事業費が5,000万円以上であること
- ④ 災関緊急事業と合わせた総事業費のうち「がけ特」事業費の占める割合が原則として5割以下

○ 災害関連緊急雪崩対策事業

1) 目的

当該降雪年の降雪や融雪により雪崩が発生した箇所、放置すれば次期降雪期に雪崩の発生により被害を与える恐れのある場合に、雪崩防止施設を緊急に施行し、年度内に雪崩防止施設の設置を行うことにより、雪崩の発生を防止し、雪崩による災害から国民の生命を保護し、もって国土の保全と民生の安定を図ることを目的として昭和 62 年度に制度化されました。

2) 採択要件

当該降雪年の降雪や融雪により雪崩が発生した箇所、放置すれば次期降雪期に雪崩の発生により被害を与える恐れのあるもの、原則として当該年度に緊急に施行を必要とするもので、次の各項に該当するもの

- ① 人家おおむね 5 戸(公共的建物含む)以上又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼす恐れのあるもの
- ② 移転適地がないもの
- ③ 事業費が 1, 200 万円以上のもの

○ 災害関連緊急治山事業

1) 目的

当該年に災害により新たに発生し又は拡大した荒廃山地又は雪崩の発生に対して、再度災害を防止するため、当該年に緊急に整備する山地保安施設事業です。

2) 採択要件

民有林で保安林あるいは保安林の指定が確実なもので、被災した林地の緊急な災害復旧であり次のような場合に採択されます。

- ① 人家 10 戸以上または公共施設等に被害を与えると認められるもの
- ② 一カ所の事業費が原則として 600 万円を超えるもの

○ 河川災害復旧等関連緊急事業

1) 目的

河川上流部において災害が発生した場合、再度災害の防止を図るため災害復旧に際し被災をもたらした洪水を対象として改良復旧を計画する場合、従来は上下流のバランスを図りつつ計画を進めることが原則とされ、このため下流域の整備が立ち後れている場合には、上流部の改良復旧計画は被災流量より小さく押さえざるを得ず、同規模の出水に対して再び被災するという事態が解消されず、その下流域での流量増加対策の必要性が指摘されていました。

このため、河川災害復旧等関連緊急事業は改良復旧実施区間の下流域も含め十分な再度災害防止のための一体的な治水対策の実現の要請に応えるため平成 11 年度に制度化されました。その下流域で流量増加対策を必要とする区間について、おおむね 4 年間で緊急かつ集中的に改修事業を実施するものです。

2) 採択要件

復旧事業の対象となる河川は 1 級河川又は 2 級河川のうち、次の各号に該当するもの

- ① この事業の上流において災害復旧事業又は改良復旧事業のいずれかが採択されること
- ② 施行区域は、影響度(現況流下能力に対する災害復旧事業又は改良復旧事業による流量増加量の割合)が 5%以上の区域とすること
- ③ 再度災害を防止するために必要な一定の計画に基づく工事であること
- ④ 前号の計画は、災害復旧事業および改良復旧事業区間を含めた当該工事施行箇所の上流部および下流部と均衡のとれたものであること
- ⑤ 第③号の計画の全体事業費が 10 億円以上であること

○ 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

1) 目的

洪水、台風および外国からの漂流等により漂着したゴミが異常に堆積し、これを放置することにより、堤防、離岸堤、砂浜等の海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に大規模な漂着ゴミを処理することにより、災害の防止を図り、もって国土の保全と民生の安定を図ることを目的として平成 12 年度に制度化されました。

この事業は、海岸を管理する国土交通省と農林水産省(水産庁を含む)の共管です。

2) 採択要件

この事業は、洪水、台風により海岸に漂着した流木等および外国から海岸に漂着したものと思われる流木等が異常に堆積し、これを放置することにより、堤防、離岸堤、砂浜等の海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急に流木等の処理を実施するもので、原則として年度内に処理完了の見込みのあるもので、次の要件を満たすものが対象とされます。

なお、本事業の対象範囲について平成 20 年度の制度改正により、従来の個々の海岸管理者毎の制度の適用から、広域にわたる「複数の海岸」の管理者が協働して一体的・効率的に処理が行えるよう制度の拡充が行われています。

- ① 海岸保全区域内に漂着したもの
- ② 堤防、突堤、護岸、擁壁、離岸堤、砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれらの施設から 1 Km 以内の区域に漂着したもの
- ③ 漂着量が 1, 0 0 0 m³以上のもの (*平成 20 年度より対象範囲について上記のとおり拡充)

事業の採択前に、漂流流木等により海岸保全施設の機能が阻害され、放置することにより、背後の人家、公共施設、農耕地等に著しい被害を生ずる危険性が大きいと認められる場合は、協議の上、応急対策を実施することができます。

激甚災害対策特別緊急事業の概要

洪水、高潮、土石流等により激甚である一般災害が発生した地域について、河川改修事業、砂防事業及び地すべり対策事業等を緊急に実施するための制度として、

- ① 河川激甚災害対策特別緊急事業
- ② 砂防激甚災害対策特別緊急事業
- ③ 火山砂防激甚災害対策特別緊急事業
- ④ 地すべり激甚災害対策特別緊急事業
- ⑤ 治山等激甚災害対策特別緊急事業

について、昭和51年度(火山砂防激甚災害は平成13年度)より制度化されています。

(いわゆる激特事業といわれるもの)

○ 激甚災害対策特別緊急事業の目的

激甚災害対策特別緊急事業は、洪水、高潮、土石流等により激甚である災害が発生した地域について、災害復旧助成事業又は災害関連事業(災害関連緊急砂防事業・災害関連緊急地すべり対策事業は除く)の対象とならない場合に、河川の改良事業並びに砂防設備及び地すべり防止施設の新設又は改良に関する事業を緊急に実施することによって、再度災害の防止を図り、国土の保全と民生の安定に資することを目的としています。

○ 河川激甚災害対策特別緊急事業

河川激甚災害対策特別緊急事業の対象となる河川は、1級河川又は2級河川のうち、次の各号のいずれかに該当する場合です。

1 河川の氾濫による一区域の被害が次のいずれかに該当する場合

- イ 流失又は全壊家屋数が50戸以上であるもの
- ロ 浸水家屋数が2,000戸以上であるもの
- ハ 次のa～dのものがそれぞれ流失又は全壊家屋1戸に相当するものとして、またe～hのものがそれぞれ流失又は全壊家屋5戸に相当するものとして換算して加算した数値がイに相当することとなるもの
 - a 半壊家屋 2戸
 - b 著しい浸水家屋(軒下浸水程度) 3戸
 - c 浸水家屋 40戸
 - d 浸水被害を受けた社会福祉施設等の収容人員 40人
 - e 床上浸水被害を受けた官庁等(地域防災計画に位置づけられた防災機関)
 - f 床上浸水被害を受けた一時避難場所(地域防災計画に位置づけられた避難場所)
 - g 鉄道及び迂回路のない主要幹線道路のうち、24時間以上交通が遮断された施設
 - h 水道、電気及びガスの供給施設のうち、24時間以上供給が停止した施設

2 浸水被害が発生した市町村の高齢世帯の率(浸水被害が複数の市町村にわたる場合は、主たる市町村の高齢世帯の率)が全国平均高齢世帯の率のおおむね2倍以上で、河川の氾濫による一区域の被害が次のいずれかに該当するもの

- イ 流失又は全壊家屋数が25戸以上であるもの
- ロ 浸水家屋数が1,000戸以上であるもの
- ハ 次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋1戸に相当するものとして換算して加算した数値がイに相当することとなるもの
 - a 半壊家屋 2戸
 - b 著しい浸水家屋(軒下浸水程度) 3戸
 - c 浸水家屋 40戸
 - d 浸水被害を受けた社会福祉施設等の収容人員 40人

3 河川の氾濫による一市町村の区域内の一水系に係る被害が前2号のいずれかに該当する場合

採択基準

河川激甚災害対策特別事業の採択基準は次の通りです。

- 1) 再度災害を防止するために必要な一定の計画に基づく工事であること

- 2) 前号に掲げる計画は、当該工事施行箇所の上流部及び下流部と均衡のとれたものであること
- 3) 施行区域は、災害の発生状況を十分検討し、必要最小限の区域とすること
- 4) 全体事業費は10億円以上で、かつ原則として当該災害による一般被害総額に相当する額を限度とすること なお、一般被害総額の算定基準は、別に定めるところに依ること

○ 砂防激甚災害対策特別緊急事業

砂防激甚災害対策特別緊急事業の対象となる地区は、土石流により、次の各号のいずれかに該当する災害が発生した一連地区のうち、堆積土砂または崩壊により、次期出水時等に下流に著しい被害を与える恐れのあるものであって、再度災害を防止するため一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な砂防事業、地すべり対策事業及び治山事業に係わる全体事業費の合計額がおおむね10億円以上となるものが対象とされます。

1 一連地区の被害が、次のいずれかに該当する場合

- イ 流失又は全壊家屋数が50戸以上であるもの
- ロ 次期出水で、流失又は全壊の危険が確実である家屋が50戸以上であるもの
- ハ 浸水家屋数が2,000戸以上であるもの
- ニ 次のものが、流失又は全壊家屋1戸あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実である家屋1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、イ又はロに相当することとなるもの

土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等 収容人員40人

2 災害が発生した市町村の高齢世帯の率が全国平均高齢世帯の率(災害が複数の市町村にわたる場合は、主たる市町村の高齢世帯の率)のおおむね2倍以上で、一連区域の被害が次のいずれかに該当するもの

- イ 流失又は全壊家屋数が25戸以上であるもの
- ロ 次期出水で、流失又は全壊の危険が確実である家屋が25戸以上であるもの
- ハ 浸水家屋数が1,000戸以上であるもの
- ニ 次のものが、流失又は全壊家屋1戸あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実である家屋1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、イ又はロに相当することとなるもの

土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等 収容人員40人

採択基準

砂防激甚災害対策特別緊急事業の採択基準は、砂防ダム、床固め工、流路工、山腹工等の砂防設備に係る事業のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- 1 下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要がある事業
- 2 公共の利害に密接に関連を有し、国民経済上及び民生の安定上放置しがたいものであって、次に掲げる施設のいずれかに被害を及ぼす恐れがあると認められるもの

- イ 鉄道、高速自動車国道、一般国道及び都道府県道並びに市町村道のうち迂回路のないもの、その他の公共施設のうち重要なもの
- ロ 官公署、学校若しくは病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なもの
- ハ 20戸以上の人家
- ニ 20ha以上の農地(10ha以上20ha未満の農地で、当該地域に存する人家の被害を考慮し、20ha以上の農地における被害に相当すると認められる場合を含む)

○ 火山砂防激甚災害対策特別緊急事業

噴火等の活発な火山活動により激甚な災害が発生した一連地区において、火山泥流や土石流等の広域的かつ大規模な土砂災害に対処するため、一定の計画に基づき一定期間内(おおむね5年)に緊急に実施することが必要な砂防事業で整備事業費の合計額が30億円以上となるものが対象とされます。

- 1 一連地区の被害が、次のいずれかに該当する場合
 - イ 流失又は全壊家屋数が50戸以上であるもの
 - ロ 次期出水等で、流失又は全壊の危険が確実である家屋が50戸以上であるもの
 - ハ 浸水家屋数が2,000戸以上であるもの
 - ニ 次のものが、それぞれ流失又は全壊家屋1戸あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実である家屋数1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、イ又はロに相当することとなるもの

土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水等で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等 収容人員40人

- 2 災害が発生した市町村の高齢世帯の率が全国平均高齢世帯の率(災害が複数の市町村にわたる場合は、主たる市町村の高齢世帯の率)のおおむね2倍以上で、一連区域の被害が次のいずれかに該当するもの
 - イ 流失又は全壊家屋数が25戸以上であるもの
 - ロ 次期出水等で、流失又は全壊の危険が確実である家屋が25戸以上であるもの
 - ハ 浸水家屋数が1,000戸以上であるもの
 - ニ 次のものが、それぞれ流失又は全壊家屋1戸あるいは次期出水等で流失又は全壊の危険が確実である家屋数1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、イ又はロに相当することとなるもの

土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水等で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等 収容人員40人

採択基準

火山砂防激甚災害対策特別緊急事業の採択基準は、下流に著しい被害を与えるおそれのある堆積土砂並びに崩壊を対象とし、必要となる砂防堰堤、床固工、流路工、山腹工等及び噴火等の火山活動により災害が発生した地域における住民の安全確保のために必要となる土石流検知センサー、雨量計、監視カメラ等の設置で、次の各号のいずれかに該当するもの

- 1 下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要があるもの
- 2 公共の利害に密接に関連を有し、経済上、民生安定上放置しがたいものであって、次のいずれかに被害を及ぼす恐れがあると認められるもの
 - イ 鉄道、高速自動車国道、一般国道及び都道府県道並びに市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの、その他の公共施設のうち重要なもの
 - ロ 官公署、学校又は病院等の公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの
 - ハ 20戸以上の人家
 - ニ 20ha以上の農地(10ha以上20ha未満の農地で、当該地域に存する人家の被害を考慮し、20ha以上の農地における被害に相当すると認められる場合を含む)

○ 地すべり激甚災害対策特別緊急事業(国土交通省所管)

地すべり激甚災害対策特別緊急事業の対象となる地区は、土石流により、次の各号のいずれかに該当する災害が発生した一連地区のうち、特に地すべり現象が著しく、かつ、その危険度が増大しているものであって、再度災害を防止するため一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な砂防事業、地すべり対策事業及び治山事業に係わる全体事業費の合計額がおおむね10億円以上となる地区が対象とされます。

- 1 一連地区の被害が、次のいずれかに該当する場合
 - イ 流失又は全壊家屋数が50戸以上であるもの
 - ロ 次期出水で、流失又は全壊の危険が確実である家屋が50戸以上であるもの
 - ハ 浸水家屋数が2,000戸以上であるもの
 - ニ 次のものが、流失又は全壊家屋1戸あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実である家屋1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、イ又はロに相当することとなるもの

土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉

施設等 収容人員 40人

- 2 災害が発生した市町村の高齢世帯の率が全国平均高齢世帯の率(災害が複数の市町村にわたる場合は、主たる市町村の高齢世帯の率)のおおむね2倍以上で、一連地区の被害が次のいずれかに該当するもの
- イ 流失又は全壊家屋数が25戸以上であるもの
 - ロ 次期出水で、流失又は全壊の危険が確実である家屋数が25戸以上であるもの
 - ハ 浸水家屋数が1,000戸以上であるもの
 - ニ 次のものが、流失又は全壊家屋一戸あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実である家屋一戸に相当するものとして換算して加算した数値が、イ又はロに相当することとなるもの

土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等 収容人員 40人

採択基準

地すべり激甚災害対策特別緊急事業の採択基準は、国民経済上及び民生安定上放置しがたいものであって、次の各号のいずれかに該当するもの

- 1 地すべり区域及び上下流の緊急な整備の遂行上、特に先行して遂行する必要がある事業
- 2 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(1級河川又は2級河川)に直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの
- 3 鉄道、高速自動車国道、一般国道及び都道府県道並びに市町村道のうち迂回路のないもの、その他の公共施設の内重要なものに直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの
- 4 官公署、学校若しくは病院等の公共建物の内重要なものに直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの
- 5 人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの

○ 治山等激甚災害対策特別緊急事業

台風、集中豪雨等により著しく激甚な災害が発生した一連の地域のうち、一定の要件に該当する被害が発生した地域に対して、再度災害を防止するため、一定の計画に基づき、緊急かつ集中的に復旧整備事業を実施することにより、人家、公共施設、農地等の保護を図ります。

治山等激甚災害対策特別緊急事業には、

- ① 治山激甚災害対策特別緊急事業、
 - ② 火山治山激甚災害対策特別緊急事業、
 - ③ 地すべり激甚災害対策特別緊急事業、
- とがあります。

① 治山激甚災害対策特別緊急事業

台風、集中豪雨等により著しく激甚な山地災害が発生した一連の地域のうち、一定の要件に該当する被害が発生した地域に対して、再度災害を防止するため、一定の計画に基づき、緊急かつ集中的に実施する復旧整備事業です。

災害発生当年度は災害関連緊急治山事業で実施し、次年度以降おおむね2箇年で実施されます。

採択要件

治水激甚災害対策特別緊急事業の対象地域は、林地の崩壊、土砂の流出、地すべり等により、(1)の各号のいずれかに該当する災害(災害が発生した市町村の高齢世帯の率(災害が複数の市町村にわたる場合は、主たる市町村の高齢世帯の率)が全国平均高齢世帯の率のおおむね2倍以上である場合は(2)の各号のいずれかに該当する災害)が発生した一連の地区のうち、再度の林地の崩壊、出水等により下流等に著しい被害を与える恐れがあって、再度災害を防止するため、一定の計画に基づき実施することが必要な治山事業、砂防事業及び地すべり対策事業に係わる全体事業費の合計額がおおむね10億円以上であり、かつ災害発生の初年度に災害関連緊急治山事業が実施されたものが対象とされます。

- 1 (1)イ 全壊(流失を含む。以下同じ)家屋数がおおむね50戸以上であるもの
 - ロ 全壊家屋数と再度の崩壊、出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数を合わせておおむね50戸以上であるもの
 - ハ 浸水家屋数が2,000戸以上であるもの
- (2)イ 全壊家屋数が25戸以上であるもの

- ロ 再度の出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数が25戸以上であるもの
- ハ 浸水家屋数が1,000戸以上であるもの

2 1の地区において次の各号に該当する場合に採択されます。

- (1) 下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要がある事業
- (2) 公共の利害に密接に関連を有し、国民経済上及び民生の安定上放置しがたいものであって、次の各号の1に被害を及ぼす恐れがあると認められるもの

イ 人家10戸以上

- ロ 学校、官公署、病院、鉄道、道路(利用区域面積500ha以上の林道を含み、近接した迂回路のある市町村道を除く)、港湾、重要な鉱工業施設等
- ハ 農地、ため池、用排水路、農道等

② 火山治山激甚災害対策特別緊急事業

火山活動により著しく激甚な災害が発生した一連の地域のうち、一定の要件に該当する被害が発生した地域に対して、再度災害を防止するため、一定の計画に基づき、緊急かつ集中的に実施する復旧整備事業です。

災害発生当年度は災害関連緊急治山事業で実施し、次年度以降おおむね5箇年で実施されます。

採択要件

火山激甚災害対策特別緊急事業の対象地域は、林地の崩壊、土砂の流出、地すべり等により、(1)の各号のいずれかに該当する災害(災害が発生した市町村の高齢世帯の率(災害が複数の市町村にわたる場合は、主たる市町村の高齢世帯の率)が全国平均高齢世帯の率のおおむね2倍以上である場合は(2)の各号のいずれかに該当する災害)が発生した一連の地区のうち、再度の林地の崩壊、出水等により下流に著しい被害を与える恐れがあって、再度災害を防止するため、一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な治山事業に係る全体事業費の合計額がおおむね30億円以上であり、かつ災害発生当初年度に災害関連緊急治山事業が実施されたものが対象とされます。

- 1 (1)イ 全壊(流失を含む。以下同じ)家屋数がおおむね50戸以上であるもの
 - ロ 全壊家屋数と再度の崩壊、出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数を合わせておおむね50戸以上であるもの
 - ハ 浸水家屋数が2,000戸以上であるもの
- (2)イ 全壊家屋数が25戸以上であるもの
 - ロ 再度の出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数が25戸以上であるもの
 - ハ 浸水家屋数が1,000戸以上であるもの

2 1の地区において次の各号に該当する場合に採択されます。

- (1) 下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要がある事業
- (2) 公共の利害に密接に関連を有し、国民経済上及び民生の安定上放置しがたいものであって、次の各号の1に被害を及ぼす恐れがあると認められるもの

イ 人家10戸以上

- ロ 学校、官公署、病院、鉄道、道路(利用区域面積500ha以上の林道を含み、近接した迂回路のある市町村道を除く)、港湾、重要な鉱工業施設等
- ハ 農地、ため池、用排水路、農道等

③ 地すべり激甚災害対策特別緊急事業(林野庁所管)

林地の崩壊、土砂の流出、地すべり等により、次の各号のいずれかに該当する災害が発生した一連の地区のうち、再度の地すべり等により下流等に著しい被害を及ぼす恐れがあって、再度災害を防止するため、一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な、治山事業、砂防事業及び地すべり防止事業に係る全体事業費の合計額がおおむね10億円以上であり、かつ災害発生当初年度に災害関連緊急地すべり防止事業が実施され地区が対象とされます。

1 一連の地区の被害が、次のいずれかに該当する場合

イ 全壊家屋数がおおむね50戸以上であるもの

ロ 再度の出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数が50戸以上であるもの

ハ 浸水家屋数が2,000戸以上あるもの

2 災害が発生した当該市町村の高齢世帯の率(当該災害が複数の市町村にわたる場合は、そのうち主たる市町村の高齢化率)が全国平均の率の2倍以上である場合

イ 全壊家屋数がおおむね25戸以上であるもの

ロ 再度の出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数が25戸以上であるもの

ハ 浸水家屋数が1,000戸以上あるもの

採択基準

上記の1、2の地区において、次の各号のいずれかに該当する場合に採択されます。

(1) 地すべり区域及び上下流域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要があるもの

(2) 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(1級または2級河川)に直接被害を及ぼすと認められるもの

(3) 公共の利害に密接な関係を有し、民生の安定上放置しがたいもので、次の各号のいずれかに被害をおよぼすと認められるもの

イ 人家10戸以上

ロ 学校、官公署、病院、鉄道、道路(利用区域面積500ha以上の林道等を含み、近接した迂回路のある市町村道を除く)、港湾、重要な鉱工業施設等

ハ 農地、ため池、用排水施設、農道等

災害復旧における改良復旧事業の制度

○ 制度の目的

災害復旧事業はその制度の趣旨から、異常な天然現象等により災害を被った施設の復旧に際しては、その施設の持つ従前の機能・効用を回復するための最小限度の復旧までが基本とされています。

そのため、通常の災害復旧事業においては被災箇所への復旧に際して川幅を広めたり、道路の幅員を広めたりするということは認められていません。

そのため、同程度の降雨等により再び災害を被るという危険性は内在されています。このため、災害が繰り返し発生することを防止し(再度災害の防止)、安全性の向上等を図るため、一定の要件を満たす場合にあっては、災害復旧費に別途改良費を加えて、災害を受けていない箇所(未災箇所)も含めて一連の区間について、一定の計画に基づいた改良事業を実施することができます。

主な改良復旧事業

○ 災害関連事業

災害関連事業は、再度災害を防止するため、災害箇所の原形復旧のみではその効果が限定される場合において、被災箇所あるいは未災箇所を含む一連の施設について、災害復旧事業費に改良費を加えて一定の計画に基づいて実施する改良事業です。

災害関連事業では、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、道路及び橋梁について実施することが認められています。

災害関連事業は、原則として災害の発生年を含めて3箇年以内での完了とされています。

災害関連事業は、次のような場合に採択されます。

イ 当該事業の総工事費のうち災害関連工事費(改良費)の占める割合が5割以下のものであり、かつ、一カ所の災害関連工事費が都道府県並びに指定市の工事にあつては2,400万円以上、市町村(指定市は除く)工事にあつては1,800万円以上の場合。

(都道府県管理の河川並びに海岸における災害関連事業のうち、当該工事のうち災害関連工事費が6億円を超えるものについては、災害復旧助成事業として取り扱われています。)

ロ 原則として他に改良計画がない場合

ハ 災害関連事業によって得られる効果が大きい場合

ニ 次に掲げる2以上の工事箇所を1カ所と見なして施行することによって得られる効果が大きい場合は当該2カ所の工事箇所を1カ所と見なして前項の基準が準用されます。

1) 接近して施行される同一工種の工事箇所異なる管理者により施行されるもの

2) 接近して施行される河川、海岸、砂防、道路又は橋梁の工事箇所

このようなケースでの災害関連事業については、「地域関連」と呼称しています。

災害関連事業は当該施設の管理者からの事業要望を受け災害査定時に現地調査が行われます。災害関連事業は現地調査の結果を基に担当省庁と財務省との協議を経て事業として採択されますが関連工事費が1.8億円未満の場合は「ミニ関」と称され、所用の要件を満たしていれば現地調査時に決定されます。令和元年度より河川大規模関連事業については改良復旧に要する費用の上限や対策内容の適用範囲が拡大されました。

災害関連事業による改良復旧の一例を挙げれば、

イ 河川流量を増大させるための河川断面の拡大

ロ 道路や橋梁の幅員の拡大

ハ 橋梁の設計荷重の増大

ニ 脆弱のり面の崩壊防止対策

ホ 氾濫流対策の整備(輪中堤の整備、水防拠点の整備)

等があります。

なお、道路及び橋梁に係わる災害関連事業については事前に道路局所管課との打合せを要します。急傾斜地崩壊防止施設に係わる災害関連事業については受益者分担金の徴収を要します。農地の保全に係る海岸保全施設及び農地の保全に係る地すべり防止施設の災害関連事業(農林水産省

所管)については採択要件(限度額)が異なります。

○ 災害復旧助成事業

災害復旧助成事業は、河川及び海岸の災害が激甚であり、災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できない場合において、災害復旧事業費に助成費(改良費)を加えて一定計画の基に施行する改良工事です。

災害復旧助成事業は原則として災害発生年を含めて4カ年以内での完了とされていますが、助成工事費が30億円以上の大規模工事については5カ年間以内とされています。

災害復旧助成事業は次のような場合に採択されます。

- イ 災害復旧助成事業は河川及び海岸に限られています。
- ロ 被害激甚であって災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できないもの
- ハ 当該事業の総工事費のうち助成工事費(改良費)の占める割合が原則として5割以下のもの
あって、助成工事費が6億円を超えるもの
- ニ 原則として他に改良計画がない場合
- ホ 災害復旧助成事業によって得られる効果が大である場合

災害復旧助成事業の事業採択は災害関連事業と同様の手続きを経て決定されます。

令和元年度より河川大規模関連事業については改良復旧に要する費用の上限や 対策内容の適用範囲が拡大されました。

○ 河川等災害特定関連事業(特関)

河川等災害特定関連事業は、河川、砂防設備及び道路の災害復旧事業に関連して、再度災害を防止するため、当該災害の発生の原因となった障害物を除去または是正する事業です。

災害の原因となった障害物とは次のようなものです。

- (1) 寄州、中州、狭窄部、屈曲部、その他の自然の障害物、(附帯する部分的な石積、沈床等を含む)または床固め、橋梁、堰等、河川の区域内に設置された工作物によって堰上背水、低下背水等流水の状況に変動が生じ、これらが当該災害の発生の原因となった場合、
- (2) 水路、溪流等の異常な出水により、排水施設等から、いっ水氾濫、土砂流出等を生じ、これらが当該災害の発生の原因となった場合、

河川等災害特定関連事業は次のような場合に採択されます。

- イ 他の改良計画のないものであって、かつ、事業によって得られる効果が大であるもの
- ロ 関連する災害復旧事業が前年に採択されたものであって、当該災害の発生した年の翌年の4月1日の属する会計年度において採択するものとし、当該災害復旧事業箇所との距離はおおむね300m以内(堰、橋梁等の工作物の改築等に係る事業にあっては、おおむね450m以内)のもの、
- ハ 工事費(改良費)は、原則として災害復旧事業の工事費を超えないものとし、おおむね900万円以上、4,500万円未満(堰、橋梁等の工作物の改築等に係る事業について一連の効果を発揮させるため必要がある場合にあっては、おおむね7,000万円未満)のもの

河川等災害特定関連事業は事業採択の年度を含め3カ年以内での完了とされています。

○ 河川等災害関連特別対策事業(災特)

河川等災害関連特別対策事業は、河川の災害復旧助成事業又は河川若しくは砂防の災害関連事業の候補箇所の直上下流において、狭窄部、屈曲部等の自然の障害物(砂防ダムの計画堆砂区域内の障害物または河川の区域外の障害物を除く)または橋梁、堰等河川の区域内に設置された工作物が、これら改良復旧効果の確保に支障となる場合において、その支障となる原因を除去する事業です。

河川等災害関連特別対策事業は次のような場合に採択されます。

- イ この事業の直上下流において災害復旧助成事業または災害関連事業が採択されること
- ロ この事業の実施箇所は災害復旧助成事業または災害関連事業による改良復旧効果の確保に支障となる箇所、当該改良復旧事業箇所との距離がおおむね200 m以内であること
- ハ この事業は、原則として他の改良計画のないものであって、かつ、事業によって得られる効果が大きいもの
- ニ この事業の工事費(改良費)は、原則として災害復旧助成事業または災害関連事業にかかる総工事費のうち、災害復旧事業の工事費を超えないものとし、都道府県(指定市を含む)にあつてはおおむね1,600万円以上、1億円未満、市町村にあつてはおおむね1,200万円以上、1億円未満であること
- ホ この事業は、関連する災害復旧助成事業または災害関連事業と同年度に採択されます。

事業の採択に当たっては、現地調査が実施されます。

この事業は、事業採択の年度から原則として3箇年以内での完了とされています。

○ 特定小川災害関連環境再生事業(小川関連)

特定小川災害関連環境再生事業は、河川の災害復旧事業にあわせて、再度災害を防止し小規模な河川の機能を保全するため、被災箇所とこれに接続する未災箇所を含め緩勾配護岸その他の環境に配慮した護岸で改良復旧を行う事業です。

特定小川災害関連環境再生事業は次のような場合に採択されます。

- イ 災害復旧事業が採択された河川のうち、以下の地域において実施される場合
 - 1) 市街地若しくは市街地周辺部または付近に学校・公園・病院等の公共施設若しくは史跡・歴史的記念物が存在する地域
 - 2) 自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧の行為に制限を受ける地域
 - 3) 被災施設付近の河川区間において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の生息・生育が確認される地域
- ロ 原則として、関連する災害復旧事業箇所の全部または一部を含むもの
- ハ 総工事費のうち、災害関連工事費の占める割合が5割以下のもの
- ニ この事業は関連する災害復旧事業と同年度に採択されます。

この事業は、関連する災害復旧事業の施行期間内に完了するものとされています。

○ 農業用施設災害関連事業

農業用施設災害関連事業は、農業用施設災害復旧事業に併せて、将来災害発生の原因となる恐れのある隣接残存施設の改築又は補強を行い被災要因を除去し、再度災害を防止するために行う事業です。

農業用施設災害関連事業は、次のような場合に採択されます。

- イ 当該関連事業における工事費(改良費)が200万円以上で、かつ併せて施行する災害復旧事業費の工事費を超えないこと
- ロ 他に改良計画がないこと
- ハ 事業効果が大きいこと

○ 農業災害関連区画整備事業

農業災害関連区画整備事業は、農地の維持と農業経営の安定を図り、さらに国土の保全並びに農村地域の安全性の向上を図るため、被災農地の災害復旧事業に併せて、隣接する農地の区画形質を変更し、再度災害を防止するために行う事業です。

農業災害関連区画整備事業は、次のような場合に採択されます。

- イ 災害復旧事業のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できないもの
- ロ 受益戸数が2戸以上

- ハ 工事費(改良費)が400万円以上、かつ併せて施行する農地等災害復旧事業の被災面積及び工事費を原則として超えないもの
- ニ 他の改良計画がないもの
- ホ 事業効果が大であるもの

○ ため池災害関連特別対策事業

ため池災害関連特別対策事業は、激甚な災害を受け、災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できない場合において、被災ため池又は一連の地域内及び上流の土砂災害に関連して緊急に対策が必要なため池について、災害復旧事業と併せて行うため池の整備事業です。

ため池災害関連特別対策事業は、次のような場合に採択されます。

- イ 次のいずれかの要件に該当すること
 - ① 被災ため池の被害が激甚であること
 - ② 被害を受けた家屋及び被害を受ける恐れのあるものが10戸以上であること
 - ③ 鉄道、主要道路、公共施設、農地(100ha以上)に被害を及ぼす恐れがあるもの
 - ④ 公共建物の重要部分に被害を及ぼす恐れがあるもの
- ロ 工事費(改良費)が1,500万円を超え、かつ併せて施行する災害復旧事業の工事費を原則として超えないこと
- ハ 他の改良計画がないものであること
- ニ 事業効果が大であること

○ 漁港災害関連事業

漁港災害関連事業は、漁港及び漁港区域に係る海岸について災害復旧事業に併せて、被災箇所を含めた一連の施設について構造物の強化等を図り、再度災害を防止するための事業です。

漁港災害関連事業は、次のような場合に採択されます。

- イ 事業効果が大であること
- ロ 他の改良計画がないものであること
- ハ 事業に要する経費が都道府県及び指定市が事業主体の場合800万円以上、市町村(指定市を除く)の場合は600万円以上であること

直轄特定緊急砂防事業の制度

甚大な土砂災害の発生に伴い、国土交通大臣が応急対策を実施した地域において、応急対策に引き続き実施する工事について、高度な技術力を必要とする場合に、国直轄により一定計画に基づき、短期的、集中的に砂防設備の整備を実施することにより、甚大な土砂災害が発生した地域の災害防止対策を図ることを目的として、平成21年度に制度化されました。

この事業の内容は、天然ダムの決壊防止等、下流域の最低限の安全の確保に必要な箇所において砂防設備を整備いたします。

本事業の採択基準は以下の通りとされています。

砂防法第6条により、国土交通大臣が施行する砂防工事（上流部の土砂生産源に対して通常の砂防工事では有効な対策が困難な場合の砂防設備堆砂地内の土砂等の除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む）で、天然ダムの決壊や火山噴火等にもなう土石流等の大規模土砂災害による被害を防止・軽減するため、国直轄で実施した応急対策に引き続き、一定計画に基づき緊急かつ集中的・重点的に実施する必要があるもの。

災害被災者の生活再建に向けて

我が国は世界的にも最も自然災害の発生の多い国とされています。

災害の発生は、一瞬にして生活の基盤さえ喪失し、災害の早期復旧とともに、被災者の生活再建が大きな課題とされています。

これまで、被災者の生活再建に向けては、各種の融資や保険制度とともに、災害の被災者に対しての国民からの義援金が被災者の生活再建の原資として大きな役割を果たしてきました。

平成7年発生の阪神淡路大震災では、6,400名に及ぶ死者の発生と、多くの市民が家屋の焼失、倒壊、破損を被り、一瞬にして生活の基盤を失うこととなりました。この地震災害を契機として、大災害を被った場合の被災者の生活再建支援について公的支援のあり方が全国知事会を中心に議論されることとなり、平成10年「災害被災者生活再建支援法」が制定されることとなりました。

以下に自然災害等における被災者支援制度の概要を示します

	制度名	根拠法と制度の内容	適用の対象者	適用条件等	実施主体等
災害 弔慰金 ・ 支 援 金 等	災害弔慰金の支給	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金が支給されます。 ○支給額（限度額） 生計維持者 500万円 その他の者 250万円	災害により死亡された住民の遺族	*詳細は後述の「災害弔慰金の支給等に関する法律」の概要を参照してください	市町村 (国・都道府県・市町村負担)
	災害障害見舞金の支給	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害障害見舞金が支給されます。 ○支給額（限度額） 生計維持者 250万円 その他の者 125万円	災害により負傷し又は疾病にかかり治ったときに精神又は身体に一定の障害のある住民		市町村 (国・都道府県・市町村負担)
	災害援護資金の貸付	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害援護資金の貸付を受けることができます。 住宅の全体が滅失又は流出 貸付限度額 350万円 家財の1/3以上の損害 貸付限度額 150万円	災害により被害を受けた住民		市町村 (国・都道府県の貸付)
	生活福祉資金の貸付	「生活福祉資金制度」に基づき、災害援護資金の貸付を受けることができます。 ○貸付限度額 150万円 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく、災害援護資金の対象とされる世帯は適用が除外されます。	災害により被害を受けた住民 (低所得世帯及び生活保護世帯が対象です)	社会福祉協議会 (国及び都道府県の補助)	
	母子寡婦福祉資金貸付	「母子寡婦福祉資金制度」に基づき、事業開始資金、事業継続資金や住宅資金の貸付や支払い猶予期間の延長等の特別措置を受けることができます。	災害により被害を受けた母子家庭の母及び寡婦	①事業継続資金 事業を継続するため、被災した店舗、田畑等の修復に要する資金の貸付 ②住宅資金 被災した住宅の補修、保全、改築等に要する資金の貸付	都道府県 (指定市、中核市を含む) (国の貸付)

	制度名	根拠法と制度の内容	適用の対象者	適用条件等	実施主体等
農 林 漁 業 者 ・ 中 小 企 業 者 へ の 支 援	被災者生活再建支援制度	「被災者生活再建支援法」に基づき、支援金が支給されます。 なお、法の適用は一定以上の災害に限定されています。	自然災害により ・住宅が全壊(全焼、全流出)した世帯又は、全壊と同等の被害を受けた世帯 ・居住する住宅が半壊し、居住することが困難となった世帯等、	支給対象経費 ①生活再建関係経費 生活に必要な物品の購入経費 ②居住安定支援関係経費 住宅の解体・撤去費、家賃等 *詳細は後述の「被災者生活再建支援法」の概要を参照してください	都道府県 (国の補助)
	農業災害補償制度	「農業災害補償法」に基づき農業共済加入の被災農業者の不慮の事故によって被る損失に対して共済金の支払いが行われます。	農業共済組合に加入の農業者で災害により農作物等の損失を被った者	*詳細は後述の「農業災害補償制度」概要を参照してください	農業共済組合
	漁業災害補償制度	「漁業災害補償法」に基づき漁業共済加入の中小漁業者が資源の減少等の異常な事象または台風、津波等の不慮の事故により被った損失に対して共済金の支払いが行われます。	漁業共済組合に加入の中小漁業者で災害により漁場あるいは漁具、養殖施設等の損害を被った者	*詳細は後述の「漁業災害補償制度」の概要を参照してください	漁業共済組合
	漁船損害等補償制度	「漁船損害等保障法」に基づき、漁船について不慮の事故により生じた損害の復旧及び適期における更新を容易にすると共に、漁船の運航に伴う不慮の費用の負担及び責任等による漁業経営の困難の防止、不慮の事故による漁獲物等の損失を補填するため保険金が支払われます。	漁船保険組合に加入の漁船の所有者、使用者で不慮の事故(戦乱等除く)により損害を被った者		漁船保険組合
	森林国営保険制度	「森林国営保険法」に基づき森林について、火災、気象災、及び噴火災による損失をてん補し、森林の多面的な機能の維持と林業経営の安定を図るため森林所有者に保険金が支払われます。	保険契約を行っている森林所有者が火災、気象災、噴火災により被害を被った者		森林組合

	制度名	根拠法と制度の内容	適用の対象者	適用条件等	実施主体等
農林漁業者・中小企業者への支援	天災融資制度	「天災融資法」に基づき、農林漁業者に対する低利の経営資金、農協等の組合に対する事業資金がそれぞれ融資されます。 「天災融資法」の発動はその都度政令で指定されます。被害が著しい場合で「激甚災害法」の適用を受ければ特例措置が行われます。	「天災融資法」が発動された場合、被害農林漁業者の個々の被害の程度により市町村長が認定を行い、その認定を受けた者	* 詳細は、後述の「天災融資法の概要」を参照してください	農協、銀行等 (国・地方自治体による利子補給・補助等)
	農林漁業金融公庫災害復旧資金融資	「農林金融公庫法」に基づき、農林漁業金融公庫は、被害農林漁業者に対して、農林漁業用施設が被害を受けた場合、その復旧に要する資金を、また災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資を行うことができるとされています。	災害により被害を被った農林漁業を営む者、土地改良区、農協・漁協・森林組合、農林漁業振興法人等が対象とされます。	融資資金の種類 1 農業関係資金 農業基盤整備資金 農業経営維持安定資金 農林漁業施設資金 2 林業関係資金 林業基盤整備資金 林業経営安定資金 農林漁業施設資金 3 漁業関係資金 漁業基盤整備資金 漁船資金 沿岸漁業経営安定資金 農林漁業施設資金	農林漁業金融公庫
	国民生活金融公庫災害復旧資金貸付	国民金融公庫は、別に指定される災害により被害を受けた者に対して、災害復旧のための設備資金及び運転資金の貸付を行うことができます。	別に指定された災害によって被害を被った中小企業者	いずれも一般貸付に対して別枠で貸付限度額が増額されるとともに担保特例が認められます。	国民生活金融公庫
	中小企業金融公庫災害復旧貸付	中小企業金融公庫は、災害によって被害を被った中小企業者に対して、災害復旧のための設備資金及び長期運転資金の貸付を行うことができます。		閣議決定を受け貸付利率の特例がなされる場合もあります 貸付期間、据置期間の特例が認められます。	中小企業金融公庫
	商工組合中央金庫災害復旧貸付	商工組合中央公庫は、災害によって被害を被った中小企業者に対して、災害復旧のための設備資金及び長期運転資金の貸付を行うことができます。		激甚災害法の適用を受けた場合はさらに貸付限度額が増額されるとともに無担保特例が認められます。	商工組合中央金庫

制度名	根拠法と制度の内容	適用の対象者	適用条件等	実施主体等
中小企業信用保険法による災害関係特例	災害で被災した中小企業者の再建資金の借入に対する保証の特例 (信用保証の別枠化、保証料率の引き下げ等の特例措置)	政令で定める地域内に事業所を有し、かつ激甚災害を受けた中小企業者	激甚災害法の適用を受けた災害に限られます。	中小企業信用保険
独立行政法人中小企業基盤整備機構災害復旧高度化資金融資	大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が罹災した場合、被害を受けた施設の復旧をはかる場合、または施設の復旧に当たって新たな高度化事業を行う場合に資金の貸し付けを受けることができます。	中小企業者、中小企業協同組合、振興組合等であって既存の高度化資金貸し付けを受けて取得・設置した施設が被災した場合、施設の復旧に際して新たに高度化事業を行う場合対象、		中小企業基盤整備機構
独立法人福祉医療機構の災害復旧融資	独立法人福祉医療機構は、災害により被害を受けた病院等の災害復旧に要する経費について、その復旧資金について貸付条件を緩和して貸付融資措置を行うことができます。			福祉医療機構
日本私立学校振興・共済事業団の災害復旧融資	日本私立学校振興・共済事業団は、災害により被害を受けた私立学校に対して、その復旧資金について貸付条件を緩和して貸付融資措置を行うことができます。			日本私立学校振興・共済事業団
沖縄振興開発金融公庫の災害復旧資金の融資	沖縄振興開発金融公庫においては、沖縄県内において災害で被災した中小企業者、生活衛生関係業者、農林漁業者、医療施設解説者等の再建及び被災住宅の復興に要する経費について、貸付条件を緩和して、貸付融資措置を行うことができます。			沖縄振興開発金融公庫
住宅金融公庫の災害復興住宅融資	「住宅金融公庫法」に基づき、住宅金融公庫が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合、あるいは被災した住宅を補修する場合に低	住宅金融公庫が別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者で、住宅を建設又は購入するための融資を	災害復興住宅融資(建設) 一戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上、175㎡以下の住宅です。	住宅金融公庫

	制度名	根拠法と制度の内容	適用の対象者	適用条件等	実施主体等
	住宅金融公庫 災害復興住宅融資	利により災害復興住宅融資を受けることができます。	受ける場合は、住宅に5割以上の被害を受けた者。 住宅を補修する場合は、住宅に10万円以上の被害を受けた者が対象です。	災害復興住宅融資 (新築・リユース購入) 一戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡ (マンション40㎡) 以上、175㎡以下の住宅です。 建築後年数の規定があります	
	所得税の減免措置等	地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けた場合、 1) 所得税法に定める雑損控除 2) 「災害減免法」に定める税金の軽減免除 のいずれかの方法により所得税の全部または一部について軽減することができます。 (災害減免法は災害による損失のみが対象とされます) そのほか、確定申告期間の猶予、納税の猶予措置等を受けることができます		*詳細は後述の「所得税の減免措置」の概要を参照してください。	税務署
	県税の減免措置等	災害により被害を受けた場合、被災した納税者について地方税(個人住民税、固定資産税、自動車税など)について、一部軽減または免除を受けることができます。 そのほか、納税期間の延長、徴収の猶予措置等を受けることができる場合もあります。	災害によりその財産等に被害を受けた者の内、一定の要件を満たす者が対象とされます。 (地方税の減免等の要件及び手続き等は地方自治体により異なります)		県税事務所
	国民健康保険一部負担金の減免	国民健康保険法の定めるところにより、特別の理由がある被保険者で一部負担金の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金を減額し、その支払いを免除し、または窓口払いを保険者徴収に切り替えてその徴収を猶予できるとされています。 (国民健康保険一部負担金は市町村条例に基づき徴収されますが大半の市町村で災害による被災が特別な理由の一つとされています)	市町村によりその条件は異なります (災害により死亡し、若しくは障害者となり、または資産に重大な損害を受けたことにより生活が著しく困難となった世帯の被保険者)		市町村

制度名	根拠法と制度の内容	適用の対象者	適用条件等	実施主体等
国民年金保険料免除	災害により国民年金の納付が著しく国難と認められる者に対しては国民年金保険料の免除が認められます。	災害により世帯員が所有する住宅、家財その他の財産について被害金額がその価格の2分の1以上の損害を受けた者が対象です。		市町村
学用品等の給与	災害救助法が適用された場合、教科書及び教材、文房具、通学用品の給与を受けることができます。			市町村

本表は主として全国的に一律の基準として運用される主な支援策をとりまとめたものです。地方自治体独自で実施されている見舞金、支援金、災害復旧融資制度、公立学校の授業料等の減免、保育料の減免等、についてはこの表には掲載していません。

各種の支援策についての申請等に際しては、ほとんどの場合市町村長の発行する「**り災証明書**」の添付を求められます。

り災証明書

り災証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務として、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書です。各種の被災者支援制度の適用を受けるに当たって必要とされる家屋等の被害程度について証明するものです。

り災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、中規模半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、全焼、半焼等があり、「災害の被害認定基準について」等に基づき被害程度の認定が行われます。

なお、認定に際しての調査方法等の統一を図る観点から「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」が定められていますが、東日本大震災における被害発生の実状による見直し並びに調査の迅速化等を目的として平成25年6月に運用指針の改定を行うとともに平成26年3月に「災害に係る住家の被害認定基準運用指針・参考資料」が作成されています。

「災害の被害認定基準について」 (令和3年6月24日)

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流出)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
-----	---

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

災害弔慰金の支給等に関する法律の概要

○ 目的

この法律は、自然災害により死亡した者の遺族に対しての災害弔慰金の支給、また災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対する災害障害見舞金の支給、および被害を受けた世帯の世帯主に対しての災害援護資金の貸し付けを行い、よって早期に被災世帯の生活の安定を確保することを目的としています。

対象とされる「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生じた被害とされています。

なお、災害弔慰金の支給並びに災害障害見舞金の支給される災害の範囲等は次の通りとされています。

- ・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- ・ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

災害援護資金の貸し付けは次に示す災害の場合に適用されます。

- ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

1) 災害弔慰金の支給

市町村は、条例を定め、「災害」により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金の支給を行うことができます。

支給対象者は、災害により死亡した者の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母)です。

災害弔慰金の支給額は死亡者一人につき、つぎの通りとされています。

生計維持者	その他の者
500万円を超えない範囲内	250万円を超えない範囲内

○ 支給の制限

災害弔慰金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意または重大な過失による場合、その他当該死亡が業務に従事中であり他の制度等に基づき弔慰金が支給される場合は除かれます。

2) 災害障害見舞金の支給

市町村は、条例を定め、「災害」により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定した時を含む)に精神または身体に別に定める程度の障害がある住民に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができます。

災害障害見舞金の支給額は障害者一人につき、次の通りとされています。

生計維持者	その他の者
250万円を超えない範囲内	125万円を超えない範囲内

○ 支給の制限

災害障害見舞金は、その災害による障害がその当該障害を受けた者の故意または重大な過失による場合、その他当該障害が業務に従事中であり他の制度等に基づき見舞金が支給される場合は除かれます。

災害見舞金が支給される程度の障害

- 一 両眼が失明した場合
- 二 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃したものの
- 三 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 五 両上肢をそれぞれひじ関節以上で失ったもの
- 六 両上肢の用を全廃したものの
- 七 両下肢をそれぞれひざ関節以上で失ったもの
- 八 両下肢の用を全廃したものの
- 九 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

3) 災害援護資金の貸し付け

市町村は、条例を定め、県内において災害救助法による救助の行われた災害により、次に示す被害を受けた世帯で、一定の所得を満たしていない世帯主に対して、生活の立て直しのため、災害援護資金の貸し付けを行うことができます。

- 1 療養に要する期間が概ね1ヶ月以上である世帯主の負傷
- 2 相当程度の住居または家財の損害
(相当程度の損害とは被害を受けた住居または家財の価格の概ね三分の一以上の損害をいう)
- 3 住居の半壊または全壊・流出

○ 災害援護資金の貸し付けの限度

項 目	被害の種類及び程度	限度額
貸付限度額	①世帯主に一ヶ月以上の負傷がある場合	
	ア 当該負傷のみ	1 5 0 万円
	イ 家財の三分の一以上の損害	2 5 0 万円
	ウ 住居の半壊	2 7 0 万円
	エ 住居の全壊	3 5 0 万円
	②世帯主に一ヶ月以上の負傷がない場合	
	ア 家財の三分の一以上の損害	1 5 0 万円
	イ 住居の半壊	1 7 0 万円
	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	2 5 0 万円
	エ 住居の全体の滅失または流失	3 5 0 万円
貸付利率	年3% (据置期間中は無利子)	
据え置き期間	3年以内 (特別な場合5年)	
償還期間	10年以内 (据置期間を含む)	

○ 災害援護資金の貸付に対する所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額が次の額未満のもの
1人	2 2 0 万円
2人	4 3 0 万円
3人	6 2 0 万円
4人	7 3 0 万円
5人以上	1人増す毎に7 3 0 万円に3 0 万円を加算
ただし、住居が滅失した場合は 1, 2 7 0 万円	

なお、平成23年8月の法改正により災害弔慰金並びに災害障害見舞金として支給されたものに対しての差し押さえ等の行為は禁止されています。

平成30年の法改正により災害援護資金の貸付利率(現行3%)について、市町村が条例により設定できるようになりました。

被災者生活再建支援法の概要

平成7年発生 of 阪神淡路大震災は未曾有の被害と多数の被災者を生み、それまで義援金に頼っていた災害時の被災者の生活再建支援に対して、新たな被災者支援の制度化を求める声が高まりました。

このような阪神淡路大震災での実情、教訓も受け、全国知事会において、平成7年9月に「地震倒壊等による被災者の自立再建を支援する災害相互支援基金の創設に関する決議」が行われました。

その後、関係する各機関において被災者支援のあり方について様々な検討がなされ、平成10年5月「被災者生活再建支援法」の制定をみました。

しかしながら同法では、被災地方自治体のみでは対応困難な一定規模以上の災害について、全国の都道府県が拠出した基金により真に支援を必要とする被災者(所得や年齢要件が一定の基準を満たすもの)に対して、家財道具の購入等に必要経費についてのみ支援するにとどまり、「住まいの問題」についてはその措置が重要な課題であるとの認識は示しつつも、施行後5年後を目途に総合的な検討を加え、必要な措置を講ずるとされるにとどまりました。

その後、平成12年10月に発生した鳥取県西部地震では鳥取県独自に被災者の生活再建支援の取り組み等も行われるにいたり、さらにはその後発生した新潟県中越地震、能登半島地震、中越沖地震あるいは平成19年台風19号等、その後の自然災害の被災状況に鑑み、住宅再建への直接支援の要請等の高まりを受け、平成19年11月に現行の被災者生活再建支援法としての改正をみたところで

す。なお近年、全国的に大雨が降り続く中、時間雨量80mmあるいは100mmを超えるような猛烈な雨による局所的な被害が頻発していることに鑑み、制度の適用要件について平成22年9月、政令の改正が行われました。

令和2年には支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯(中規模半壊世帯)が追加されました。

○ 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とするとされています。

○ 対象となる自然災害

自然災害とは、**暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象**により生じた被害をいいます。

被災者生活再建支援法の適用される自然災害は以下の通りです

- ① 災害救助法施行令第一条第1項第一号または第二号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①または②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村、(人口10万人未満に限る)における自然災害、
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合には、以下の要件に該当する市町村における自然災害
 - ・「5世帯以上」の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)。
 - ・「2世帯以上」の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)。
- ⑦ ④～⑥の人口要件については、合併市町村については「市町村の合併の特例に関する法律」と同様の特例措置による。(＊合併の年以降5年間は合併前の区域・人口でもって判断)

○ 被災世帯とは

被災者生活再建支援法において被災世帯とは、自然災害により被害を受けた世帯であって、以下に

示すものとされています。

- イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯、
- ロ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、またはその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯、
- ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
- ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎杭、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わねば当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯、（ロ及びハにかかげる世帯をのぞく）（大規模半壊世帯）
- ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯、（ロ及びニにかかげる世帯をのぞく）（中規模半壊世帯）

* 政令で定めるものの補修とは、同法施行令において建築基準法施行令第1条第3号によるものとされています。

構造耐力上重要な部分
(建築基準法施行令第1条第3号) 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材、その他これらに類するものをいう）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう）で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

○ 被災者生活再建支援金の支給対象世帯

都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金の支給を行うものとされています。

○ 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援金には以下の2つの支援金があります。

- 1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- 2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

支給額は、被災世帯の被害の状況に応じ2つの支援金の合計額が支給されます。世帯人数が一人の場合は、各該当金の金額の3/4の額とされています。

被害世帯の区分	損害割合(*)	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃貸	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃貸	50万円
中規模半壊	30%台	—	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃貸	25万円

(*) 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映される

3) 災害救助法の適用を受ける基準

① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村

● 1) 災害救助法の適用基準 (災害救助法施行令第1条1項の1)

市町村の区域の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		30 世帯
5,000人以上	15,000人未満	40 世帯
15,000人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

● 2) 災害救助法の適用基準 (災害救助法施行令第1条1項の2)

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000 人未満		1,000世帯
1,000,000 人以上	2,000,000人未満	1,500 世帯
2,000,000 人以上	3,000,000人未満	2,000 世帯
3,000,000 人以上		2,500 世帯

※住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなされる

② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

なお、平成23年8月の法改正により、当該支援金の支給を受ける権利を、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえること、また当該支援金として支給を受けた金を差し押さえることは禁止されています。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(天災融資法)の概要

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下天災融資法という)は、災害により農林漁業者が被害を受け、その被害の程度が著しく、経営に深刻な打撃を与え、かつその被害が国民経済に及ぼす影響が大きい場合、農林漁業者に対してその再生産に必要な低利の経営資金の融資を行うことによって、その経営の安定化を図るための制度として昭和30年に制定されました。

○ 天災融資法の目的

天災融資法は、暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、降雪、降霜、低温または降ひょう等の天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的としています。

○ 天災融資法の発動

天災融資法の適用の指定は、異常な天然現象による災害で、被害が著しく、かつ国民経済に及ぼす影響が大であるかまたは当該天災による被害が特に著しいと認められる場合に、その都度政令により指定されます。

なお、天災融資法が発動された災害であって、被害が特に激甚であり激甚災害法が適用された場合、天災融資法による貸付限度や償還期限についての特例措置が講じられます。

○ 天災融資法の対象

天災融資法が発動された場合、次の基準に該当すると市町村長が認定した人が対象とされます。

被害農林漁業者	特別被害農林漁業者
1 農作物、畜産物若しくは繭の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業総収入額の10%以上	左記のうち、損失額が50%以上
2 果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が、その被害時における価格の30%以上	左記のうち、損失額が50%以上
1 薪炭、木材、林業用種苗その他の林産品の流失等による損失額が平年の林業総収入額の10%以上	左記のうち、損失額が50%以上
2 炭窯、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が、その被害時における価格の50%以上	左記のうち、損失額が70%以上
1 魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額が平年の漁業の総収入額の10%以上	左記のうち、損失額が50%以上
2 漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が、その被害時における価格の50%以上	左記のうち、損失額が70%以上

○ 天災融資法による融資

● 天災融資制度に基づく融資内容(貸付限度額)は下記の通りです。

区 分	融資限度額	①または②のうちどちらか低い金額		
		① 損失額の%	② 金額(万円)	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者、家畜等飼養者	55	500	2,500
	一般農業者	45	200	2,000
林業者		45	200	2,000
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	500	2,500
	水産動植物養殖資金	50	500	2,500
	一般漁業者	50	200	2,000

●被害が特に激甚である場合で、激甚災害法の適用が行われる場合の融資内容は以下の通りです。

区 分	融資限度額	①または②のうちどちらか低い金額		
		① 損失額の %	② 金額 (万円)	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者、家畜等飼養者	80	600	2,500
	一般農業者	60	250	2,000
林業者		60	250	2,000
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500
	一般漁業者	60	250	2,500

○ 貸付条件

貸し付け条件は、下の表の限度内で天災融資法の指定の都度政令で定められます

● 貸付利率、償還期限は次のとおりです

資格者	貸付利率	償還期限
(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内
(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内
(イ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内

● 次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた方が対象です。

(ア) 被害農林漁業者	(イ) 特別被害農林漁業者
1 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上 2 樹体の損失額が30%以上	左のうち損失額が50%以上
1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上 2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上
1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上 2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上

貸付金の償還期限は、激甚災害法の適用を受けた場合は4年～7年の間とされています。

農業災害補償制度の概要

農業は自然に支配されることの最も大きな産業です。

日本の農業は、零細経営であると共に、地勢的にも風水害、冷害等の災害を受けやすく、生産条件も厳しく、災害の発生が農業経営に大きな打撃を与え、個々の農家のみでは損害の回復は困難であり、災害に適切に対応し、農業再生産を確保し、国民に対し安定的に食糧を供給することが戦後の我が国の農業政策の重要課題とされてきました。

農業災害補償制度はこのような観点から、被災農家の経営を安定させ、農業生産力を維持するため保険の仕組みとして昭和22年度に従来の農業保険制度と家畜保険制度とが統合され、「農業災害補償法」として現行の「**農業災害補償制度**」が創設されました。

○ 農業保険制度の目的

農業災害補償は、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としています。

農業災害補償制度は、災害により被害を受けた農家の救済を合理的に行う観点から、各地域毎に農家が農業共済組合を設立し、共済掛金を供出しあい災害時に備える保険制度です。

各組合の連合体として農業共済組合連合会が設置され全国的なリスク分担が行われている保険システムです。

○ 農業災害補償制度の種類と対象となる農作物等

共済事業の種類	対象作物等
農作物共済事業	水稲、陸稲、麦
家畜共済事業	牛、子牛及び胎児、馬、種豚、肉豚
果樹共済事業	温州みかん、夏みかん、いよかん、指定柑橘、りんご、ぶどう、なし、もも、桜桃、びわ、柿、栗、梅、すもも、キウイフルーツ、パイナップル
畑作物共済事業	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、蚕繭、茶、ポップ、スイートコーン、タマネギ、かぼちゃ、そば
園芸施設共済事業	特定園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む）
任意共済事業	建物、農機具その他上記以外の農作物等、

○ 共済金の支払基準

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因(地震及び噴火を含む)に依る災害、火災、病虫害及び鳥獣害による減収量が、基準収穫量の一定の割合を超えてしまった場合に共済金が支払われます。

漁業災害補償制度の概要

漁業災害補償制度は、四方を海に囲まれ、我が国の食糧供給を支えてきました。しかし漁業は自然環境に左右されやすい産業であり、そのため、中小漁業者が異常な事象や不慮の事故等を被ることによって受ける損失を補填し、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止と、漁業経営の安定を図るために昭和39年に「漁業災害補償法」が制定され「**漁業災害補償制度**」が制度化されました。

○ 漁業災害補償制度の目的

中小漁業者がその営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補填するため、その協同組織を基盤とす漁業共済団体を組織し、漁業災害補償制度により、中小漁業者の中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止と、漁業経営の安定を図ることを目的としています。

漁業災害補償制度は、漁業者相互の自主的な相互救済の精神を基調とするもので、その担い手は漁業組合です。

漁業組合が漁業共済組合に出資しその組合員として加入することにより、漁業組合の組合員である中小漁業者の漁業経営の安定を図るもので、漁業共済組合連合会が組織され、全国的なリスク分散が行われている保険システムです。

○ 漁業共済事業とその対象となる事項

共済事業の種類	対象とされる事項等
漁獲共済事業	漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝採藻業を対象とし、不漁灯等を原因とする漁獲金額の減少による損失を補填する。
養殖共済事業	一部の魚類・貝類養殖業を対象とし、養殖水産動植物の死亡、流失等による損害を補填する。
特定養殖共済事業	のりやホタテ貝等の特定の藻類・貝類等養殖業を対象とし、品質低下等を原因とする生産金額の減少による損失を補償する。
漁業施設共済事業	養殖施設又は定置網等の漁具を対象とし、その供用中の損壊等による損害を補償する。

所得税の軽減措置の概要

○ 所得税の軽減

地震、風水害や火災などの災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告によって、

- ① 所得税法に定める雑損控除による方法
- ② 災害減免法に定める税金の軽減免除による方法

のいずれか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部または一部を軽減することができます。

所得税法に定める雑損控除については、災害により住宅や家財に損害を受けた者、災害に関連してやむを得ない支出(災害関連支出)を行った者が対象です。

また、災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価格の2分の1以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の者が対象です。

	所得税法の雑損控除	災害減免法
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失	災害による損失に限る
対象となる資産の範囲	自己または生計を一とする控除対象配偶者その他の扶養親族(以下扶養親族等という)有する資産(生活に通常必要でない資産、棚卸資産、事業用固定資産、事業に係る繰り延べ資産、山林を除く)	自己または扶養親族等が所有する住宅または家財 ただし、損害額が住宅や家財の価格の2分の1以上であること
控除額または所得税の軽減額	控除額は次の①と②のいずれか多い金額 ① 差引損失額 - 所得金額の10分の1 ② 差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円 差引損失額 = 損額金額(災害関連支出額を含) - 保険金等で補填される金額	税額控除額は、次の額 合計所得金額 軽減・減免額 500万円未満 全額 500～750万円 1/2の軽減 700～1,000万円 1/4の軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を確定申告書に添付あるいは確定申告時に提示が必要。 ● 損失額が大きく、その年の所得金額から控除しきれない場合については、翌年以後(3年間が限度)に繰り越して各年の所得金額から控除できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、災害を受けた年の所得金額が1,000万円以下の者 ● 「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。 ● 損害金額は保険金等で補填される金額は除かれます。

災害関連支出は、災害に直接関連して支出した金額で、災害により滅失した住宅、家財を除去するための支出、土砂その他の障害物を除去するための支出、原状回復のための費用等をいいます。

○ 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予等

給与所得者のについては、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価格の2分の1以上で、その年分の合計所得金額の見積額が1,000万円以下である場合には、給与所得者が税務署長に申告することにより、源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

○ 納税の猶予

災害により被害を受けた場合、災害により全積極財産の概ね5分の1以上の損失を受けた納税者は、税務署長に申告することにより、納税の猶予を受けることができます。

○ 予定納税の減額

災害により損失を受けた者で、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申告することにより減額を受けることができます。

○ 申告などの期限の延長

災害などの理由により、申告・納付などをその期限までにできないとされるときは、その理由の止んだ日から2ヶ月以内の範囲でその期限の延長が行われることがあります。

発刊以降の更新等の履歴

平成20年	1月	「被災者生活再建支援法」の一部改正に伴い更新
平成20年	8月	平成20年度制度改正に伴い該当箇所等について改訂
平成22年	6月	火山砂防激甚災害対策特別緊急事業を追加収録 合併特例法の適用について注記として追加 平成21年度以降の制度改正等に伴う該当箇所についての改訂等
平成22年	9月	被災者生活再建支援法施行令の一部改正に伴い更新
平成23年	1月	公共土木施設等に係る局地激甚災害指定基準の改正に伴い更新
平成26年	3月	「災害対策基本法」並びに「災害救助法」の改定に伴い更新 「大規模災害からの復興に関する法律」の制定に伴う追加収録 「りさい証明書」について追加付記 「災害被災者の生活再建に向けて」追加付記
	追記	なお、中国地方公益活動推進会議「防災対策部会」は、このたび中国地方公益活動推進会議「かわ・みちサポーター部会」として活動することとなりました。 (26.03 追記)
平成27年	3月	「災害対策基本法」の一部改正並びに災害廃棄物対策指針の策定に伴い更新
平成28年	3月	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「災害対策基本法」の一部改正に伴い更新
平成29年	7月	「災害対策法基本法」の一部改正に伴い更新
平成30年	7月	「災害救助法」の一部改正に伴い更新
令和元年	7月	「災害対策法基本法」並びに「災害弔慰金の支給等に関する法律」の一部改正及び河川大規模災害関連事業の運用の拡充に伴い更新
令和4年	4月	「災害対策基本法」及び「災害救助法」並びに「被災者生活再建支援法」の一部改正に伴い更新